

第1部 教育行財政

第1章 教育行政

1 平成27年度本市教育行政のあらまし

(1) 教育委員会では、平成27年3月に平成30年度までを計画期間とする「名古屋市教育振興基本計画」を策定し、教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、学校教育をはじめとした教育施策を推進することにより、夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成に取り組んだ。

(2) 学校教育では、平成27年度の努力目標を定め、社会の変化に主体的に対応できるたくましい青少年の育成を目指して、一人一人のよさや可能性を伸ばし、よりよい自己実現を促す教育の実践に努めた。

ア 学校施設の整備については、教室の増築、大規模改造、リニューアル改修、統合校の建設等を実施した。

イ 教育指導面では、教育課程の参考及び指導指針を示すとともに、集団生活への適応を図るため、小学校1年生・2年生での30人学級を実施した。

ウ 実生活に生きてはたらき、各教科等の学習の基本となることばの力を育成するため、「ことばの力育成事業」に取り組んだ。小学校4～6年生を対象に国語科補助教材の活用促進を進め、小学校4年生・5年生を対象に国語科標準学力調査を実施した。そして、「なごやっ子漢字検定プリント」を配信するとともに、「小学校国語の授業ハンドブック」の教科書との対応を本市教育課程に位置づけて活用を促進した。さらに、学力向上サポート事業を生かして、学校図書館司書配置に向けたモデル実践と、スピーチ力向上のためのモデル実践を行った。また、小学生向けの「なごやっ子読書ノート」を全児童に、中学生向けの「なごやっ子読書カード」を全中学校に、「アイディア広がる図書委員会」ポスターを全校に配布するとともに、「本の帯コンクール」を実施した。

エ 英語が話せるなごやっ子の育成をめざして、外国人英語指導助手とのティームティーチングによる生きた英語指導と英語活動・外国語活動アシスタントとのティームティーチングによる小学校英語活動・外国語活動を実施したほか、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の相談等に対応する日本語教育相談センターの運営、母語学習協力員の配置等、学習指導の充実に努めた。

オ 生徒指導対策については、関係諸機関との連絡協議会の開催、学校における児童・生徒指導活動推進事業の実施、進路指導体制の確立、小・中学校で特設講座（基礎・発展）の開設、心理的な理由による不登校児童生徒に対する教育相談や適応指導を進める子ども適応相談センターの運営、中・高生による「夢・チャレンジ」支援事業の実施など、その充実を図った。また、「名古屋市いじめ防止基本方針」のもと、「学校における仲間づくり推進事業」や「なごやINGキャンペーン」を実施するとともに「いじめ防止教育プログラム」の活用促進を

図り、いじめのない学校づくりに努めた。さらに、スクールカウンセラーの配置拡充、インターネット上におけるいじめの対策に取り組んだ。これに加え、市内11ブロックの中学校11校になごや子ども応援委員会を設置し、児童生徒が抱える問題の未然防止・早期発見や個別支援、学校支援の協力体制の構築を図った。

カ その他にも、特色ある教育活動や学校づくりを行うマイスクールプランの実施、人権教育、国際理解教育、情報教育等、教育内容の充実を図ったほか、「あいち・なごやユネスコ世界会議」における「あいち・なごや宣言」を受け、E S Dを継続・発展させるため「E S Dフレンドシップ事業」を実施した。

キ 児童・生徒の健康管理の面では、入学及び市外から転入した者を対象とした心臓検診や、全小学校でのアレルギー性疾患に関する検診、また、小学校において歯科疾患特別健診を実施するなど、児童・生徒の疾患対策の一層の充実を図った。

学校給食では、子どもたちの心身の健全な発達に資することを目的として地産地消の取り組みを始め内容の充実努めた。また、複数メニュー、弁当併用、ランチルームでの喫食等の方式での中学校スクールランチを110校で実施した。

学校体育においては、児童・生徒が生涯を通じて運動を実践し、健康な生活を営むための能力や態度の基礎の育成に努めるとともに、体育学習や部活動における指導者の資質向上に役立てるため、体育実技等の講習会を実施した。

ク 教育奨励事業としては、要・準要保護児童生徒の就学援助等を実施した。

(3) 社会教育行政については、市民が教養を高め、生涯の各時期に応じて、多様で、かつ、自主的な学習ができるよう、条件整備に努めた。

ア 成人教育の面では、社会教育施設における各種講座や講演会等を充実させて開設した。更に、家庭教育の振興を図るための事業として、家庭教育セミナー、あい・あい・あいさつ活動、地域ふれあい実践講座、ファミリーデーなごやを実施するとともに、インターネットを活用した講座を開設したほか、子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日を実現するため、名古屋土曜学習プログラムを実施した。

また、女性教育の内容充実を図るとともに、関係団体の指導者育成や活動助成を行った。

イ 青少年教育については、平成18年度から青少年に関する諸施策の総合的な企画等、市長の権限に属する事務の補助執行が解かれ子ども青少年局の所管事業になるとともに、青少年教育に関する権限を子ども青少年局長の補助執行とした。

ウ スポーツ振興の面では、市民スポーツ祭をはじめ各種事業の充実を図るとともに、スポーツティブ・ライフ月間やマラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知を実施したほか、スポーツ功労者表彰を実施した。また、子どものスポーツ振興のため、子どもスポーツフェスタを開催したほか、地域ジュニアスポーツクラブの育成・支援を行った。

エ 文化財保護の面では、文化財保護事業への助成、歴史的町並み保存事業の促進、遺跡発掘調査等各種調査を実施したほか、文化財の公開事業、史跡散策路の活用等、保護事業を推進した。また、「歴史の里」の整備に着手し、予定区域内の埋蔵文化財の発掘調査を実施した。また、市内に残された山車行事の民俗学的な位置づけやその独自性などについて明らかとす

るために山車行事の総合調査を実施した。このほか市の文化財全体を通した保存継承・活用の方針を示した「名古屋市歴史文化基本構想」の策定に向けた取り組みを行った。

オ トワイライトスクール（放課後学級・施設開放）については、平成21年度から、放課後学級を「トワイライトスクール」として、それに関する権限を子ども青少年局長が補助執行し実施した。また、施設開放については、「生涯学習開放」として引き続き教育委員会において実施した。

（４）ふれあい交流事業については、昭和61年に名古屋市、中津川市及び稲武町（現豊田市）の3者間で結ばれた「ふれあい協定」に基づき、教育・スポーツ・文化等の交流を通して市民の友好親善と相互理解を深めた。

２ 教 育 委 員 会

（１）教育委員会の組織と活動

ア 教育委員会の組織

教育委員会は、合議制の執行機関で教育長及び5人の委員で構成されている。

教育長は市議会の同意を得て、市長が任命する。任期は3年で再任されることができる。教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。委員は市議会の同意を得て、市長が任命する。任期は4年で、教育行政の安定を図るため、毎年1人又は2人ずつ改任（又は再任）される。

教育委員会の職務権限は、教育に関する事務を管理執行することであり、市長の権限に属するもの（教育に関する大綱の策定に関する事務のほか、大学・幼保連携型認定こども園・私立学校、教育財産の取得・処分及び教育委員会の所掌事務に関する契約の締結・予算の執行）を除き、教育事務の大部分に及ぶ。

また、教育委員会は、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を定める権限を有している。

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局が置かれ、教育長は事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督している。

教育委員会の委員

（平成28年7月1日現在）

職 名	氏 名	年齢	職 業	就任年月日
教 育 長	杉 崎 正 美	58		28. 4. 1
委 員 (教育長職務代理者)	梶 田 知	59	会 社 役 員	24. 10. 8
委 員 (教育長職務代理者)	福 谷 朋 子	45	弁 護 士	24. 10. 8

委 員	小 栗 成 男	52	会 社 役 員	26. 3. 24
委 員	野 田 敦 敬	58	大 学 教 授	26. 10. 1（再任）
委 員	船 津 静 代	54	大 学 職 員	27. 10. 1

イ 教育委員会の会議

教育委員会の意思は、教育委員会の会議において決定される。会議は、教育長が招集し、教育長及び在任委員の過半数が出席して開かれ、その議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは教育長の決するところによる。

平成27年度は、旧制度に基づき、委員長が会議を主宰し、定例会12回、臨時会7回の会議を開き、重要案件の審議を行った。

なお、教育委員会の権限に属するすべての事務を教育委員会の会議の審議を経て決定することは實際上不可能であり、合理的とは言えないため、重要な事項を除き、平常事務的な事項の決定は教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育局教育委員会規則第13号）の定めるところにより教育長が専決している。

平成27年度において教育委員会に提出された議案は次のとおりである。

教育委員会議案一覧表

内 容	件 数	内 容	件 数
事務局人事に関するもの	3 件	予算に関するもの	3 件
教職員人事に関するもの	3 件	表彰に関するもの	5 件
条例の改正等に関するもの	6 件	社会教育委員等の委嘱等に関するもの	15 件
教育委員会規則に関するもの	18 件	教科書の採択に関するもの	4 件
		そ の 他	27 件

3 総合教育会議（ナゴヤ子ども応援会議）

（1）ナゴヤ子ども応援会議

本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策及び児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うため、総合教育会議が設置されている。会議は市長と教育委員会によって構成され、市長が招集する。

平成27年度においては3回開催され、教育に関する大綱の協議を行うとともに、教育行政の重要課題等に関して市長と教育委員会で意見交換を行った。

(2) ナゴヤ子ども応援大綱

ア 大綱の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3に基づき、市長が定める本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、「ナゴヤ子ども応援大綱～日本で1番子どもを応援するマチ ナゴヤ～」を策定した。

大綱の策定にあたっては、総合教育会議（ナゴヤ子ども応援会議）において市長と教育委員会が協議することとされており、本市では、平成27年5月24日に開催された総合教育会議（ナゴヤ子ども応援会議）において教育委員会との協議を行い、同日合意している。

イ 大綱の内容

- ・「教育」を「Education」へ！
- ・「なごやっ子」の育ちと針路を応援する仕組みを確立！
- ・歴史や文化を大切に作る心を育み、世界にはばたく力を育成！
- ・名古屋市教育振興基本計画の重点的取組事項を力強く推進！

4 条例規則等の制定改廃（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

(1) 条例

条例番号	名 称	概 要
27年57	名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例 [平成27.7.15公布、平成27.9.12施行]	町の区域の設定に伴い、規定を整理した。
27年58	名古屋市生涯学習センター条例の一部を改正する条例 [平成27.7.15公布、平成28.4.1施行他]	千種生涯学習センター等の管理を指定管理者に行わせるため、規定を整理した。
27年64	名古屋市文化財保護条例の一部を改正する条例 [平成27.7.24公布・施行他]	文化財の活用をより推進する等のため、規定を整理した。
28年9	名古屋市入学準備金条例の一部を改正する条例 [平成28.3.23公布、同年4.1施行]	入学準備金の延滞利息の割合を改正するため、規定を整理した。
28年10	名古屋市図書館条例の一部を改正する条例 [平成28.3.23公布、平成29.4.1施行他]	中村図書館等の管理を指定管理者に行わせる等のため、規定を整理した。
28年42	名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例 [平成28.3.31公布、同年4.1施行]	幼稚園の授業料について必要な事項を定めるため、規定を整理した。

(2) 教育委員会規則

規則番号	名 称	概 要
27年21	名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 [平成27.6.9公布・施行]	指定管理者選定委員会の設置について、規定を整理した。
27年22	名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則 [平成27.7.24公布、平成28.4.1施行等]	千種生涯学習センター等の指定管理者の指定の手續等について、規定を整理した。
27年23	名古屋市文化財保護条例施行規則及び名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則 [平成27.7.24公布・施行]	名古屋市文化財保護条例の一部改正に伴い、規定を整理した。
27年24	名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則 [平成27.12.14公布、平成28.1.7施行等]	沢上中学校の運動場の開放月日を変更するため、規定を整理した。
28年1	名古屋市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部を改正する規則 [平成28.3.31公布、同年4.1施行]	行政不服審査法の全部改正等に伴い、規定を整理した。
28年2	名古屋市教育員会事務局規則の一部を改正する規則 [平成28.3.31公布、同年4.1施行]	総務部企画経理課の分掌事務を変更する等のため、規定を整理した。
28年3	名古屋市生涯学習センター処務規則の一部を改正する規則 [平成28.3.31公布、同年4.1施行]	千種生涯学習センター等の管理を指定管理者に行わせる等のため、規定を整理した。
28年4	名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則 [平成28.3.31公布、同年4.1施行]	鶴舞中央図書館の組織を変更するため、規定を整理した。
28年5	教育長専決規則の一部を改正する規則 [平成28.3.31公布、同年4.1施行]	名古屋市指定管理者選定委員会条例の制定等に伴い、規定を整理した。
28年6	名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則 [平成28.3.31公布、同年4.1施行]	千種生涯学習センター等の管理を指定管理者に行わせることに伴い、規定を整理した。
28年7	名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則 [平成28.3.31公布、同年4.1施行]	向陽高等学校等の生徒定員を変更するため、規定を整理した。
28年8	名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則 [平成28.3.31公布、同年4.1施行]	西養護学校等の生徒定員を変更するため、規定を整理した。

規則番号	名 称	概 要
28年9	名古屋市入学準備金条例施行規則の一部を改正する規則 [平成28. 3. 31公布、同年4. 1施行]	名古屋市入学準備金条例の一部改正に伴い、規定を整理した。
28年10	名古屋市奨学金規則を廃止する規則附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則の規定による廃止前の名古屋市奨学金規則の一部を改正する規則 [平成28. 3. 31公布、同年4. 1施行]	奨学金の延滞利息の割合を改正するため、規定を整理した。
28年11	名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則 [平成28. 3. 31公布、同年4. 1施行]	就学援助の対象者等について、規定を整理した。
28年12	名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則 [平成28. 3. 31公布、同年4. 1施行]	行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整理した。
28年13	名古屋市図書館館則の一部を改正する規則 [平成28. 3. 31公布・施行他]	中村図書館等の管理を指定管理者に行わせること等に伴い、規定を整理した。
28年14	名古屋市生涯学習センター条例施行規則等の一部を改正する規則 [平成28. 3. 31公布、同年4. 1施行]	名古屋市指定管理者選定委員会条例の制定に伴い、規定を整理した。
28年15	名古屋市立幼稚園授業料減免規則の一部を改正する規則 [平成28. 3. 31公布、同年4. 1施行]	名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正に伴い、規定を整理した。

(3) 市 規 則

規則番号	名 称	概 要
27年72	名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則 [平成27. 6. 16公布・施行]	私立幼稚園の授業料補助対象者を区分する所得割額を改める等のため、規定を整理した。

(4) 訓 令

訓令番号	名 称	概 要
27名教委教訓令6	教育次長以下代決規程の一部を改正する規程 [平成27. 5. 11公布・施行]	平成27年度の教育委員会事務局の組織改正等に伴い、規定を整理した。

訓令番号	名 称	概 要
27名教委教訓令7	教育次長以下代決規程の一部を改正する規程 [平成27. 7. 24公布・施行]	名古屋市文化財保護条例の一部改正に伴い、規定を整理した。
27名教委教訓令8	名古屋市教育委員会事務局係設置並びに分掌事務規程の一部を改正する規程 [平成27. 10. 1公布・施行]	生涯学習部文化財保護室の分掌事務を変更する等のため、規定を整理した。
28名教委訓令1	名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の一部を改正する規程 [平成28. 1. 4公布・施行]	本市以外の者に廃棄を委託する場合等について、規定を整理した。
28名教委訓令2	名古屋市立学校文書管理規程の一部を改正する規程 [平成28. 1. 4公布・施行]	本市以外の者に廃棄を委託する場合について、規定を整理した。
28名教委訓令3	名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の一部を改正する規程 [平成28. 3. 31公布、同年4. 1施行]	平成28年度の組織改正等に伴い、規定を整理した。
28名教委訓令4	名古屋市立学校文書管理規程の一部を改正する規程 [平成28. 3. 31公布、同年4. 1施行]	平成28年度の組織改正に伴い、規定を整理した。
28名教委教訓令1	教育次長以下代決規程の一部を改正する規程 [平成28. 3. 31公布、同年4. 1施行]	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴い、規定を整理した。
28名教委教訓令2	名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部を改正する規程 [平成28. 3. 31公布、同年4. 1施行]	名古屋市指定管理者選定委員会条例の制定に伴い、教育委員会事務局指定管理者選定委員会に関する事務について、総務部企画経理課企画統計係の分掌事務に加える等のため、規定を整理した。
28名教委教訓令3	名古屋市教育委員会課長代理設置規程の一部を改正する規程 [平成28. 3. 31公布、同年4. 1施行]	初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正に伴い、規定を整理した。
28名教委教訓令4	教育次長委任規程を廃止する規程 [平成28. 3. 31公布、同年4. 1施行]	平成28年度の組織改正に伴い、規程を廃止した。

5 附属機関その他の機関

(1) 名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会

名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）に基づき、指定管理者に管理を行わせる公の施設に係る指定管理者の候補者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

委員

(平成28年7月1日現在)

種 別	役 職	氏 名
公の施設の管理 若しくは事業に ついて識見のあ る者	公認会計士	小 野 田 誓
	弁護士	小 林 和 正
	構成作家、大学講師 コミュニケーションアドバイザー	千 田 伸 子
	保育補助	西 川 幸 江
	中川児童館長 特定非営利活動法人こどもNPO職員	根 岸 恵 子

(2) 名古屋市産業教育審議会

産業教育振興法（昭和26年法律第228号）第11条、名古屋市産業教育審議会委員定数条例（昭和27年名古屋市条例第4号）及び名古屋市産業教育審議会規則（昭和27年名古屋市教育委員会規則第3号）に基づき、昭和27年7月に発足し、教育委員会の諮問に応じて、産業教育に関して調査審議し、教育委員会に対して答申又は建議を行っている。

(3) 名古屋市いじめ対策検討会議

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項及び第28条第1項並びに名古屋市いじめ対策検討会議条例（平成27年名古屋市条例第38号）に基づき、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策や重大事態に係る事実関係などに関して調査審議し、その結果を教育委員会に答申している。

平成27年度は、8回開催し、主にいじめが要因として疑われる事案について調査審議した。

委員

(平成28年7月1日現在)

所 属 ・ 役 職 等	氏 名
犬飼法律事務所 所長	犬 飼 敦 雄
元教諭（校長経験者）	川 本 健 仔
名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授	窪 田 由 紀
元 名古屋市立中学校長	小 竹 佑 一
春日井市スクールソーシャルワーカー	杉 原 里 子

名古屋市立大学大学院 医学研究科精神・認知・行動医学分野 助教	鈴 木 真佐子
人間環境大学 人間環境学部 教授	坪 井 裕 子
愛知淑徳大学心理学部 教授	古 井 景
名古屋市立大学大学院 医学研究科精神・認知・行動医学分野 病院講師	山 田 敦 朗

(４) 名古屋市社会教育委員協議会

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び名古屋市社会教育委員条例（昭和24年名古屋市条例第58号）に基づき、教育委員会が委嘱した10人の社会教育委員によって構成される協議会である。名古屋市社会教育委員協議会規則（昭和24年名古屋市教育委員会規則第6号）に基づき、会議を開催し、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べている。任期は2年で、平成28年2月1日に第34期社会教育委員を委嘱した。

平成27年度は、6回開催し、補助金交付などについて審議した。

委 員

(平成28年7月1日現在)

種 別	役 職	氏 名
学 校 教 育 関 係 者	名古屋市立東桜小学校長	鈴 木 直 政
社 会 教 育 関 係 者	名古屋市立小中学校PTA協議会会長 名古屋市地域女性団体連絡協議会会長 日本ボーイスカウト愛知連盟理事	寺 本 充 加 藤 玲 子 瀧 克 己
家 庭 教 育 の 向 上 に 資 す る 活 動 を 行 う 者	臨床心理士	後 藤 かをり
学 識 経 験 者	名城大学大学院教授 金城学院大学教授 名古屋市立大学大学院教授 弁護士 公募委員	伊 藤 康 児 原 史 子 原 田 信 之 上 田 敏 喜 岩 間 祐 実

(5) 名古屋市文化財調査委員会

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第4号）に基づき、教育委員会の諮問に応じて市指定文化財の指定などに関して意見を述べるとともに、文化財の保存、活用に関する専門的事項を調査審議している。

平成27年度は、2回開催し、文化財保護行政上の課題などについて審議・報告した。

委 員

（平成28年7月1日現在）

所属・職名	氏 名	担 当 部 会
愛知淑徳大学 非常勤講師	赤羽 一郎	考古埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物
名古屋造形大学教授	池田 洋子	美術工芸
元名古屋市博物館副館長	井上 光夫	考古埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物
東海学院大学教授	岡本 真理子	建造物・町並み
名古屋工業大学 大学院教授	河田 克博	建造物・町並み
中京大学非常勤講師	鬼頭 秀明	無形文化財・民俗文化財
愛知県立芸術 大学名誉教授	熊田 由美子	美術工芸
南山大学教授	黒沢 浩	考古埋蔵文化財・史跡名勝天然記念物
日本福祉大学教授	高部 淑子	文書典籍
中部大学教授	永田 典子	無形文化財・民俗文化財
名古屋大学大学院教授	西澤 泰彦	建造物・町並み
名古屋大学博物館准教授	西田 佐知子	史跡名勝天然記念物
愛知県立大学 非常勤講師	服部 直子	文書典籍
愛知県立旭丘高等学校教諭	服部 誠	無形文化財・民俗文化財
岐阜聖徳学園 大学名誉教授	安田 徳子	文書典籍
名古屋大学大学院教授	山本 直人	考古埋蔵文化財・史跡名勝天然記念物
金城学院大学 非常勤講師	吉田 俊英	美術工芸

(6) 名古屋市スポーツ推進審議会

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条及び名古屋市スポーツ推進審議会条例（昭和57年名古屋市条例第16号）に基づき、教育委員会が任命した15人以内によって構成される審議会である。

平成27年度は、2回開催し、名古屋市スポーツ推進計画に基づく事業の実施状況、名古屋市スポーツ功労者顕彰などについて審議した。

委 員

(平成28年7月1日現在)

役 職	氏 名
名古屋市女性レクリエーションバレーボール連絡協議会会長	磯 田 芳 美
中日ドラゴンズ営業本部野球事業部部長	三 木 安 司
名古屋市教育スポーツ協会理事（名古屋市体育協会副会長）	後 藤 泰 之
あいち健康の森健康科学総合センター健康開発部長	村 本 あき子
三重大学教授	鶴 原 清 志
アテネ五輪日本代表（陸上競技）	中 田 有 紀
名古屋市会教育子ども委員会委員長	山 田 昌 弘
公募委員	竹 内 紀 彦
日本福祉大学教授	吉 田 文 久
北京五輪日本代表（シンクロナイズドスイミング）	松 村 亜矢子
名古屋グランパスエイト取締役専務	中 林 尚 夫
名古屋大学総合保健体育科学センター講師	田 中 憲 子
名古屋市スポーツ推進委員連絡協議会評議員	淀 川 悦 子

(7) 名古屋市図書館協議会

図書館法（昭和25年法律第118号）第14条及び名古屋市図書館協議会条例（昭和44年名古屋市条例第7号）に基づき、鶴舞中央図書館に置かれ、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館奉仕について館長に対して意見を述べることができる。

平成27年度は、5回開催し、主に次のような事項について審議した。

ア 利用増加について

イ 収入確保策について

委 員

(平成28年7月1日現在)

種 別	役 職	氏 名
学 校 教 育 関 係 者	名古屋市立名城小学校長	川 北 貴 之

種 別	役 職	氏 名
社 会 教 育 関 係 者	名古屋市地域女性団体連絡協議会理事 コミュニケーションアドバイザー	橋 本 りゑ子 千 田 伸 子
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	名古屋市立小中学校PTA協議会理事	清 水 尚 子
学 識 経 験 者	名城大学人間学部教授 愛知県弁護士会図書委員会委員 南山大学人文学部准教授 同朋大学社会福祉学部講師 中日新聞社編集局資料部部長 公募委員	神 谷 俊 次 小 林 和 正 林 雅 代 木 本 有 香 越 智 俊 至 野 本 秀 喜

(8) 名古屋市博物館協議会

博物館法（昭和26年法律第285号）第20条及び名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第8号）に基づき、博物館に置かれ、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関である。

平成27年度は、2回開催し、次のような事項について審議した。

- ア 平成26年度事業報告・決算について
- イ 平成27年度事業中間報告について
- ウ 平成27年度中間事業報告について
- エ 平成28年度事業計画、予算（案）について

委 員

（平成28年7月1日現在）

種 別	役 職	氏 名
学 校 教 育 関 係 者	名古屋市立東山小学校長 学校法人菊武学園理事長	佐 藤 佳 子 高 木 弘 恵
社 会 教 育 関 係 者	名古屋市地域女性団体連合会理事 徳川美術館長 熱田神宮宝物館長	青 山 淑 子 徳 川 義 崇 千 秋 季 頼
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	名古屋市立小中学校PTA協議会理事	新 木 久 子
学 識 経 験 者	日本放送協会名古屋放送局長 中日新聞社名古屋本社事業局長 名古屋造形大学教授 名古屋商工会議所文化・観光委員会副委員長 愛知県立大学教授	中野谷 公 一 加 藤 宏 幸 池 田 洋 子 滝 茂 夫 丸 山 裕美子

種 別	役 職	氏 名
	東朋テクノロジー株式会社取締役社長 名古屋市博物館資料委員 公募委員	富 田 英 之 羽 賀 祥 二 出 口 志 穂

(9) 名古屋市美術館協議会

博物館法第20条及び名古屋市美術館条例（昭和63年名古屋市条例第7号）に基づき、美術館に置かれ、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関である。

平成27年度は、2回開催し、次のような事項について審議した。

ア 平成26年度事業実施結果について

イ 平成27年度事業実施状況について

ウ 平成28年度事業計画案及び予算案について

委 員

(平成28年7月1日現在)

種 別	役 職	氏 名
学 校 教 育 者 関 係	名古屋市立高蔵小学校長 愛知県私学協会副会長 愛知県立旭丘高等学校長	伊 藤 久 仁 大 谷 恩 笹 尾 幸 夫
社 会 教 育 者 関 係	公益財団法人名古屋市文化振興事業団副理事長 金城学院大学人間科学部教授 名古屋市地域女性団体連絡協議会書記	別 所 眞 三 原 史 子 橋 本 りゑ子
家庭教育関係者	名古屋市立小中学校PTA協議会理事 公募委員	伊 藤 敦 子 近 藤 眞 理
学 識 経 験 者	愛知県立芸術大学教授 名古屋商工会議所文化・観光委員会副委員長 愛知県美術館長 名古屋造形大学教授 名古屋芸術大学教授 株式会社JTB中部代表取締役社長	小 西 信 之 滝 茂 夫 島 敦 彦 江 本 菜穂子 高 橋 綾 子 松 本 博

(10) 名古屋市科学館協議会

博物館法第20条及び名古屋市科学館条例（昭和37年名古屋市条例第27号）に基づき、科学館に置かれ、科学館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。

平成27年度は、2回開催し、次のような事項について審議した。

ア 平成26年度事業報告について

イ 平成26年度決算見込について

ウ 平成28年度事業計画案について

委 員

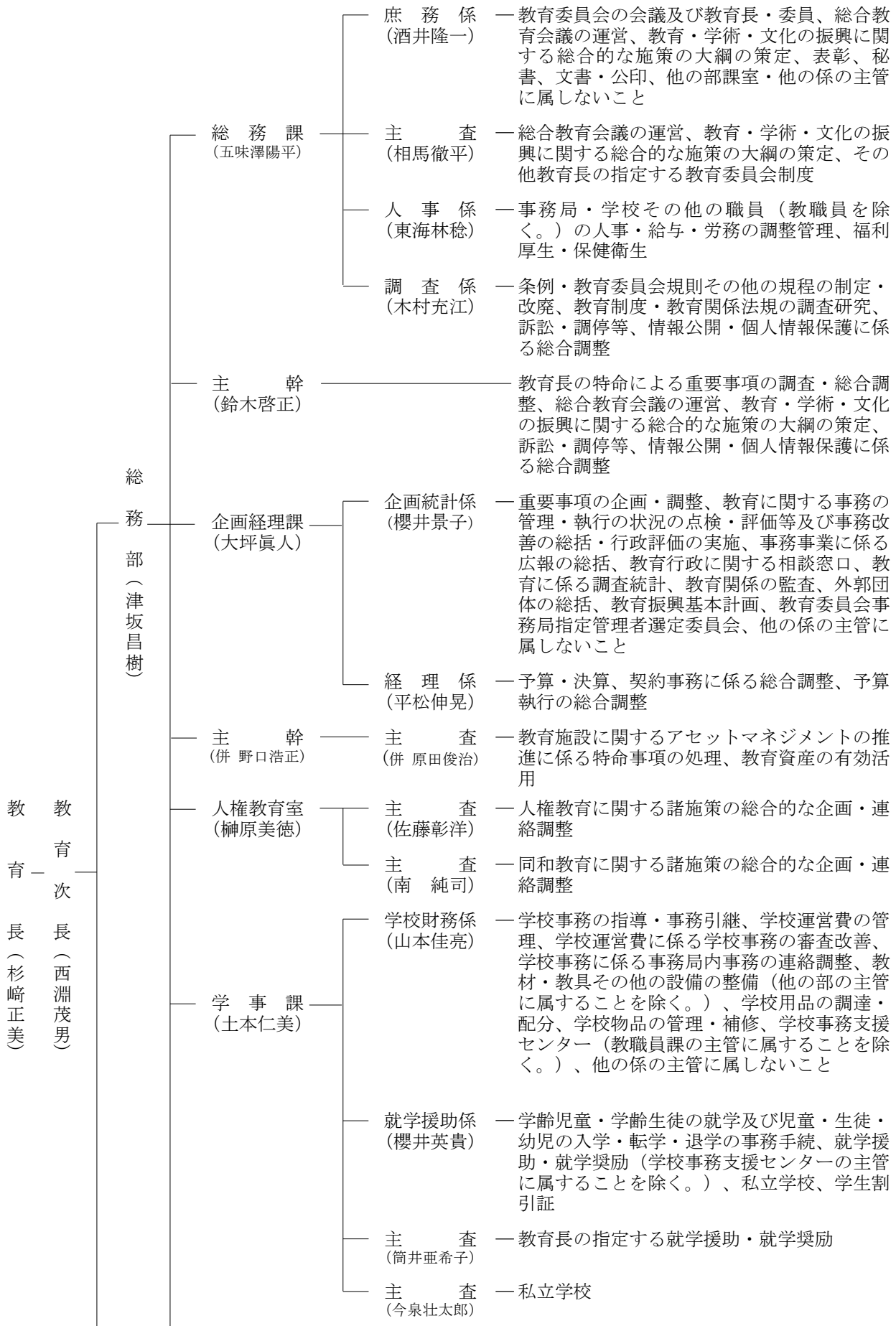
(平成28年 7 月 1 日現在)

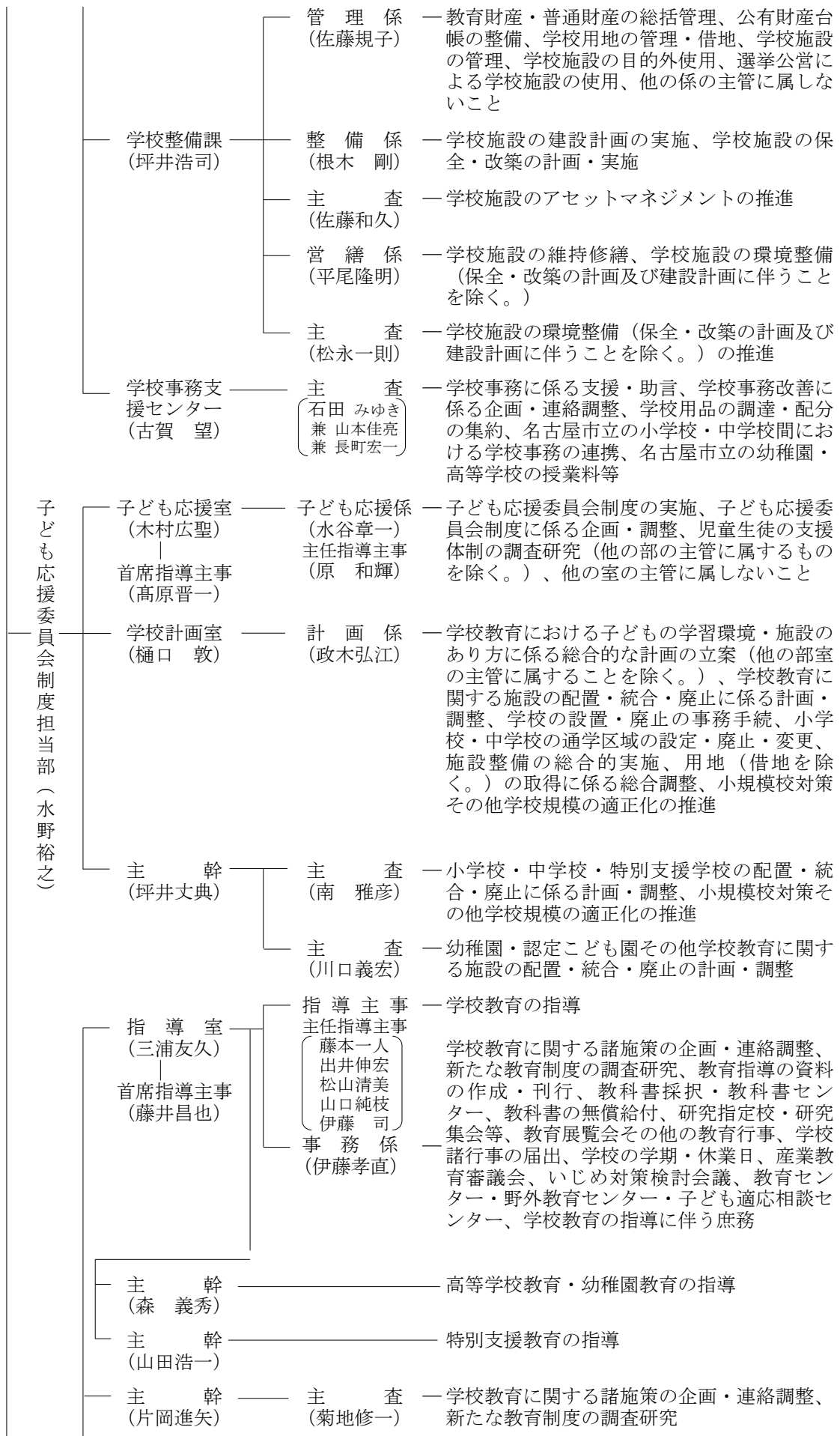
種 別	役 職	氏 名
学 校 教 育 関 係 者	名古屋市立東山小学校長 愛知県立千種聾学校長 愛知県私学協会副会長	佐 藤 佳 子 大 塚 とよみ 大 谷 恩
社会教育関係者	名古屋市地域女性団体連絡協議会理事	青 山 淑 子
家庭教育の向上に 資する活動を行う者	名古屋市立小中学校 P T A 協議会理事 公募委員	吉 田 美 帆 窪 寺 裕 美
学 識 経 験 者	名古屋看護助産学校非常勤講師 国立病院機構名古屋医療センター院長 名古屋大学大学院生命農学研究科教授 日本放送協会名古屋放送局長 公益財団法人中部科学技術センター専務理事 名古屋商工会議所副会頭 中日新聞社名古屋本社事業局長	小 林 身 哉 直 江 知 樹 束 村 博 子 中野谷 公 一 神 崎 修 三 内 藤 弘 康 加 藤 宏 幸

6 教育委員会事務局及び学校以外の教育機関等

(1) 機構及び事務分掌

(平成28年7月1日現在)





学校教育部 (金田慎也)	教職員課 (相川保敏)	管理係 (長町宏一)	— 学校事務職員・学校栄養職員の人事、教職員の人事記録、教職員の諸給与の決定・支払、教育職員免許法、学校事務職員の組織する職員団体、学校事務支援センター(教職員課の主管に属することに限る。)、他の課室・他の係の主管に属しないこと
	首席管理主事 (久野賢二)		
		安全衛生係 (橘 弘子)	— 教職員の安全管理・衛生管理、教職員の公務災害補償、教職員の福利厚生
		管理主事 主任管理主事 (安藤 稔 加藤裕司 鈴木 健)	— 教職員(学校事務職員・学校栄養職員を除く。)の選考・人事、学校の組織編制、教職員の組織する職員団体、校(園)長会
	主 幹 (加藤行孝)	主 査 (水野隼人)	— 教職員の服務規律、学校運営等に係る支援、学校事務(他の部の主管に属することを除く。)の改革推進、教職員の服務・学校事務の監察、教職員に関する制度の調査研究(権限移譲に係るものを除く。)、学校事務支援センター(教職員課の主管に属することに限る。)
	主 幹 (中馬英和) (併 杉本隆司)	主 査 (高田健吾) (楓 知樹) (併 中河智博)	— 教職員定数・配置に関する権限移譲に係る教育施策の企画・調整、教職員に関する制度の調査研究(権限移譲に係るものに限る。)
	学校保健課 (寫村直樹)	保健体育係 (池俣賢二郎)	— 学校の保健・安全に関する計画及び環境衛生、児童生徒・幼児の健康診断及び健康管理・健康教育、就学時の健康診断、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付事業、保健関係団体、学校体育の指導・奨励(他の部の主管に属することを除く。)、学校体育行事の計画・実施(他の部の主管に属することを除く。)、学校体育施設・用具、他の係の主管に属しないこと
		小学校給食係 (碓氷義行) 主任指導主事 (深田陽一郎)	— 学校給食(中学校スクールランチを除く。)の運営・同物資の管理、学校給食の衛生管理、学校給食に係る調理・栄養の指導、学校給食に係る設備の整備、給食関係団体
		中学校給食係 (上野雄也)	— 中学校スクールランチの運営・同物資の管理、中学校スクールランチの衛生管理、中学校スクールランチに係る調理・栄養の指導、中学校スクールランチに係る設備の整備
	主 幹 (山田博文)	主 査 (勝田将生)	— 学校給食(中学校スクールランチを除く。)の調理業務の効率化に係る施策の企画・調整、学校給食の衛生管理、学校給食に係る設備の整備
	稲武野外教育センター (神谷洋一)	副 所 長 (松岡篤司)	— 野外教育の施設としてセンターを使用させること、野外教育に関する指導・助言・調査研究・図書その他の資料の収集等
	中津川野外教育センター (牧野 晃)	副 所 長 (酒向正人)	— //
	子ども適応相談センター (森 敬之)	教育相談部 (江崎友美)	— 不登校児の教育相談・心理療法による治療・相談に関する調査研究、他の部の主管に属しないこと
		適応指導部 (高橋英貴)	— 不登校児の学習指導・生活指導、不登校児の指導に関する調査研究

生涯学習部（小山祥之）

生涯学習課
（百花草和善）

管 理 係
（永井祐司）

社会教育係
（猿渡晴祥）

主 査
（野村直弘）

生涯学習係
（鈴木昌泰）

主 査
（谷地直哉）

主 幹
（櫻井瑞郎）

主 幹
（併）（5）

主 査
（併）（1）

※（併）生涯学習センター館長	
（中川）林川 浩司	（ 港 ）藤本 知哉
（ 南 ）滝川 嘉彦	（ 緑 ）常包 泰樹
（天白）竹内 勝義	※（併）生涯学習センター主査（緑）山内 富士男

ス ポ ー ツ
振 興 課
（野嶋 清）

市民スポーツ係
（小泉さよ子）

主 査
（服部真紀）

少年スポーツ係
（清水 晃）

施 設 係
（平山暁久）

社会教育委員、生涯学習センター・女性会館に係る総合調整、小学校施設の生涯学習開放、高等学校施設の学習開放、生涯学習に関する事業の連絡調整、図書館（他の係の主管に属することを除く。）、他の課室・他の係の主管に属しないこと

生涯学習の推進に関する諸施策の企画・調整、社会教育に関する諸施策の調査研究、成人教育、家庭教育の振興、女性教育、生涯学習センター・女性会館における教育に関する事業の企画・実施に係る専門的事項、PTA、女性教育関係団体、視聴覚教育、学校における部活動（他の課の主管に属することを除く。）

女性教育、女性教育関係団体、女性会館

生涯学習に関する専門的な調査研究・先導的な学習の方法の開発、生涯学習の施策の推進に必要な情報の収集・提供、生涯学習に関する各種の団体・機関との連携協力、生涯学習センター（中川・港・南・緑・天白生涯学習センターを除く。）・女性会館の事業、女性教育の事業、生涯学習センター・女性会館の管理等に関する合理化

生涯学習センター（中川・港・南・緑・天白生涯学習センターを除く。）・女性会館の事業、生涯学習センター・女性会館の管理等に関する合理化

生涯学習センター（中川・港・南・緑・天白生涯学習センターを除く。）・女性会館の事業、生涯学習センター・女性会館の管理等に関する合理化

地域の生涯学習の振興

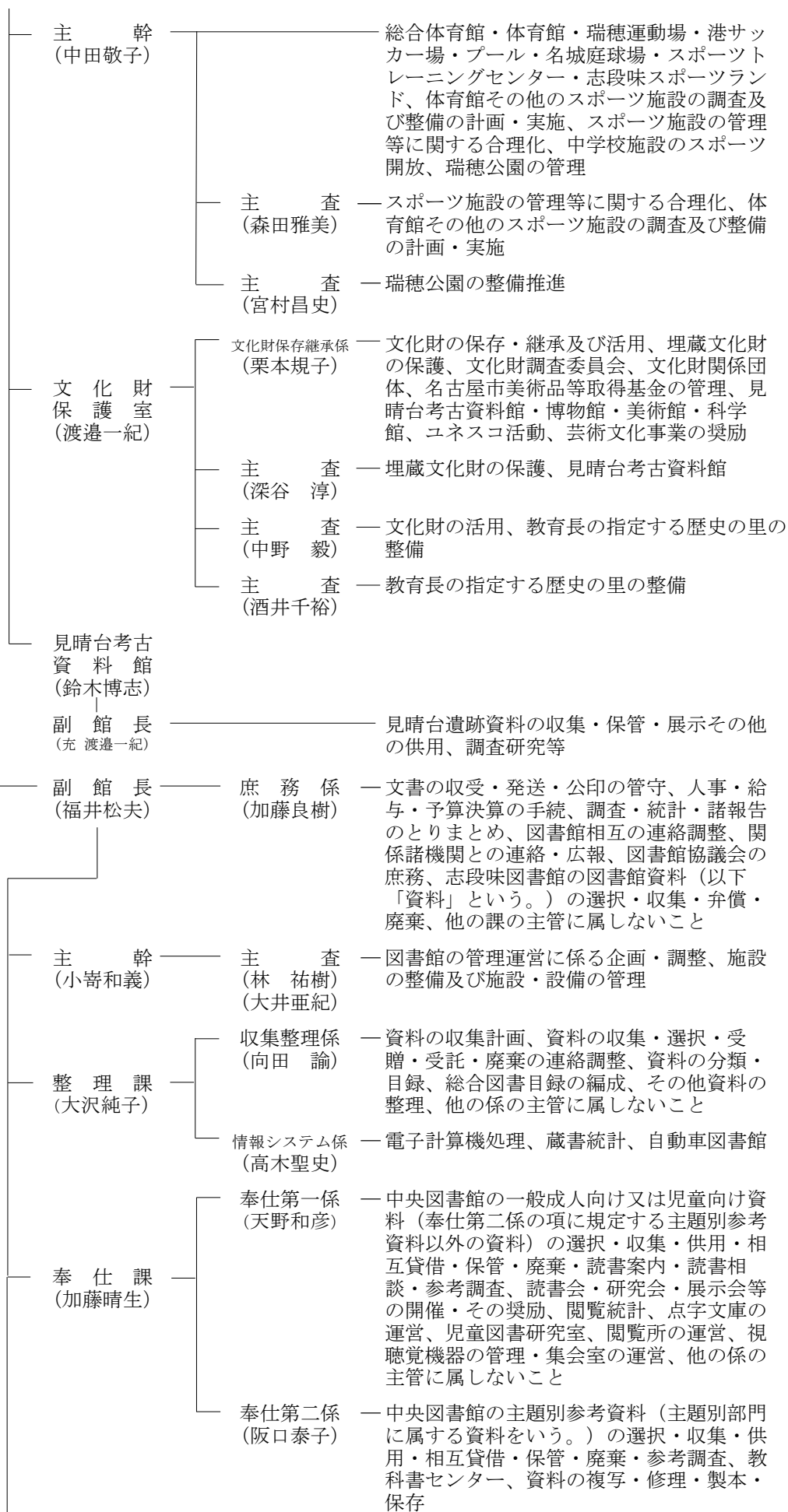
※（併）生涯学習センター館長	
（中川）林川 浩司	（ 港 ）藤本 知哉
（ 南 ）滝川 嘉彦	（ 緑 ）常包 泰樹
（天白）竹内 勝義	※（併）生涯学習センター主査（緑）山内 富士男

スポーツの普及・振興（他の係の主管に属することを除く。）、市民スポーツ・レクリエーションの指導・奨励（他の係の主管に属することを除く。）、スポーツ推進審議会、体育関係団体・レクリエーション関係団体（他の係の主管に属することを除く。）、スポーツ推進委員、教育スポーツ協会、他の係の主管に属しないこと

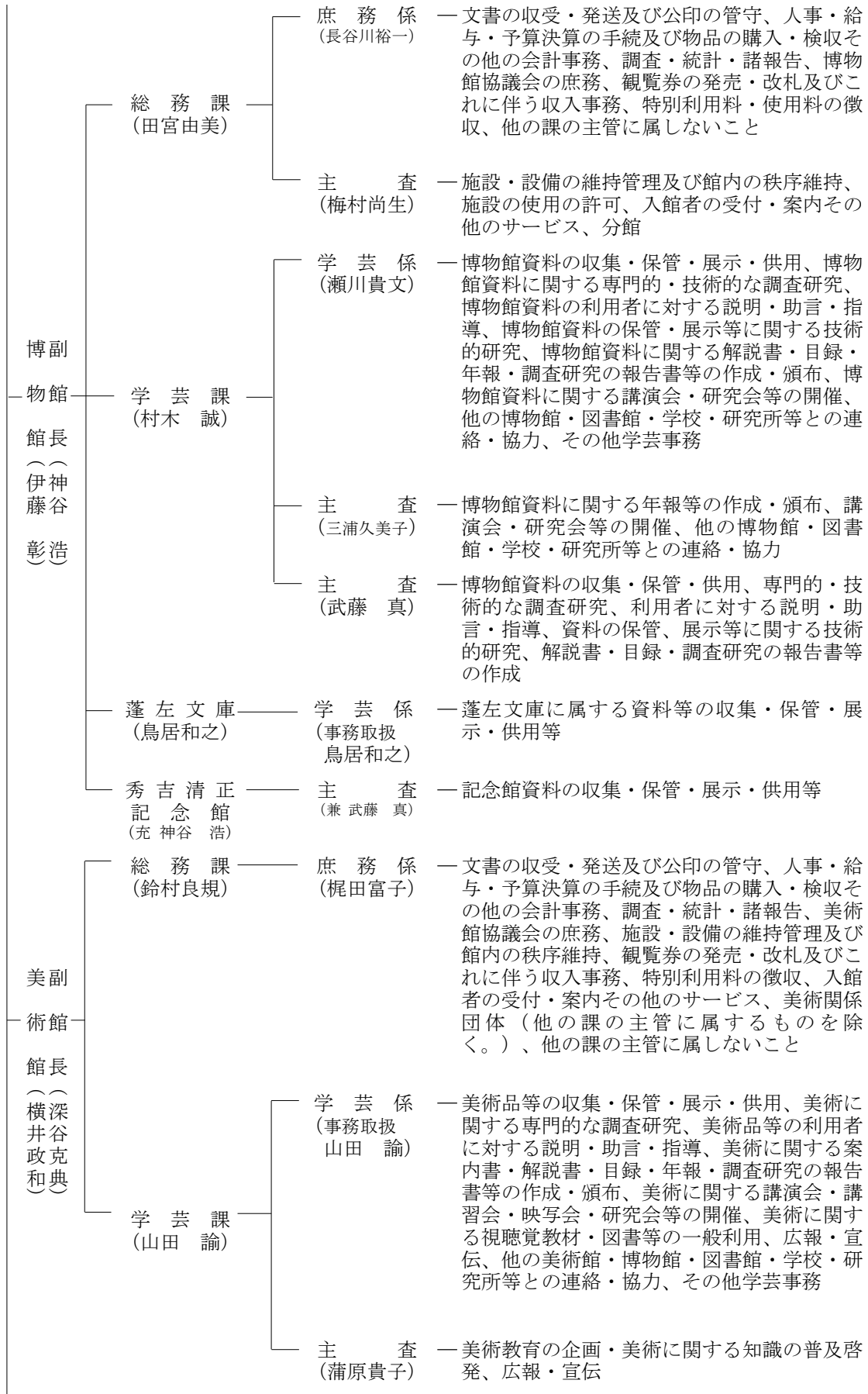
スポーツ事業に係る特命事項の処理

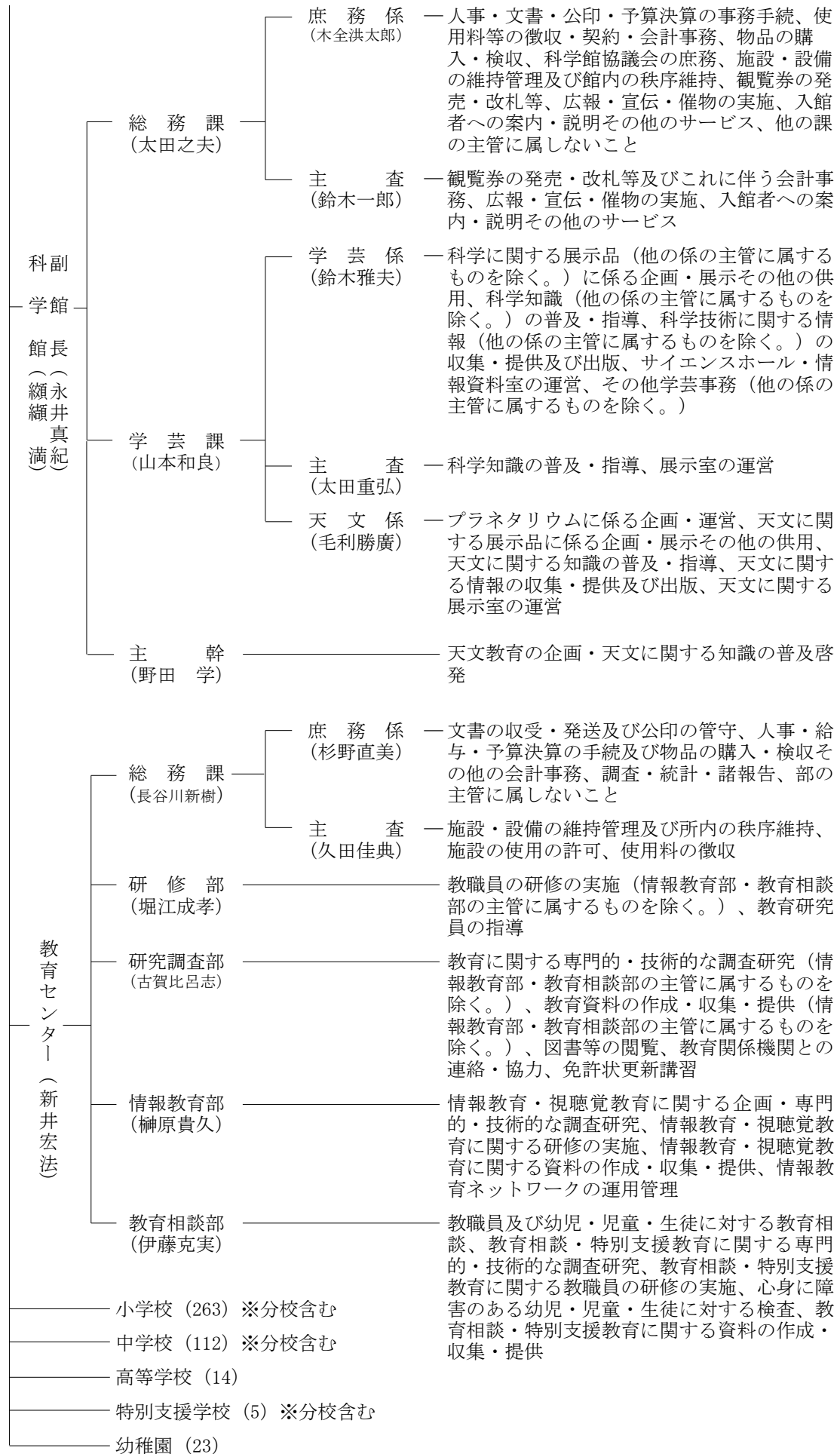
少年のスポーツの普及・振興、学校における部活動（体育に係るものに限る。以下「運動部活動」という。）、運動部活動関係団体、運動部活動に関する行事の計画・実施

総合体育館・体育館・瑞穂運動場・港サッカー場・プール・名城庭球場・スポーツトレーニングセンター・志段味スポーツランド、体育館その他のスポーツ施設の調査及び整備の計画・実施、スポーツ施設の管理等に関する合理化、中学校施設のスポーツ開放、瑞穂公園の管理



千種図書館 (堀 淳)	奉 仕 係 (山盛平和)	— 資料の収集・整理・保存・館内供用・個人貸出し・団体貸出し・相互貸借、読書案内・読書相談、読書会等の開催、他の図書館等との協力等
東 図 書 館 (森園茂樹)	奉 仕 係 (中野正博)	— //
北 図 書 館 (深澤淳一郎)	奉 仕 係 (古畑隆敏)	— //
楠 図 書 館 (兼 深澤淳一郎)	奉 仕 係 (西 隆子)	— //
西 図 書 館 (田中敦司)	奉 仕 係 (塩沢宏之)	— //
山田図書館 (兼 田中敦司)	奉 仕 係 (岡部なぎさ)	— //
中村図書館 (坂東 彰)	奉 仕 係 (中村 剛)	— //
瑞穂図書館 (小汐智美)	奉 仕 係 (蓑島直子)	— //
熱田図書館 (朝倉 宏)	奉 仕 係 (三輪裕之)	— //
中川図書館 (安立満裕)	奉 仕 係 (山中隆敏)	— //
富田図書館 (兼 安立満裕)	奉 仕 係 (河合和美)	— //
港 図 書 館 (井戸千鶴)	奉 仕 係 (森田和光)	— //
南陽図書館 (兼 井戸千鶴)	奉 仕 係 (大久保智恵)	— //
南 図 書 館 (後藤和弘)	奉 仕 係 (山下豊春)	— //
守山図書館 (山本泰雄)	奉 仕 係 (山田靖子)	— //
緑 図 書 館 (篠山治人)	奉 仕 係 (岩田孝司)	— //
徳重図書館 (兼 篠山治人)	奉 仕 係 (畑中義国)	— //
名東図書館 (兼 堀 淳)	奉 仕 係 (松井孝弥)	— //
天白図書館 (山下博文)	奉 仕 係 (小出哲生)	— //

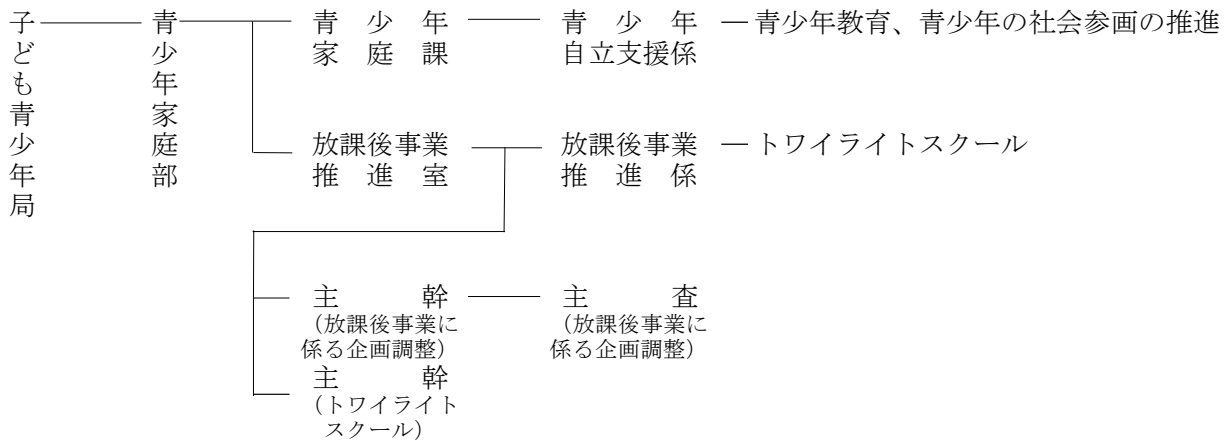




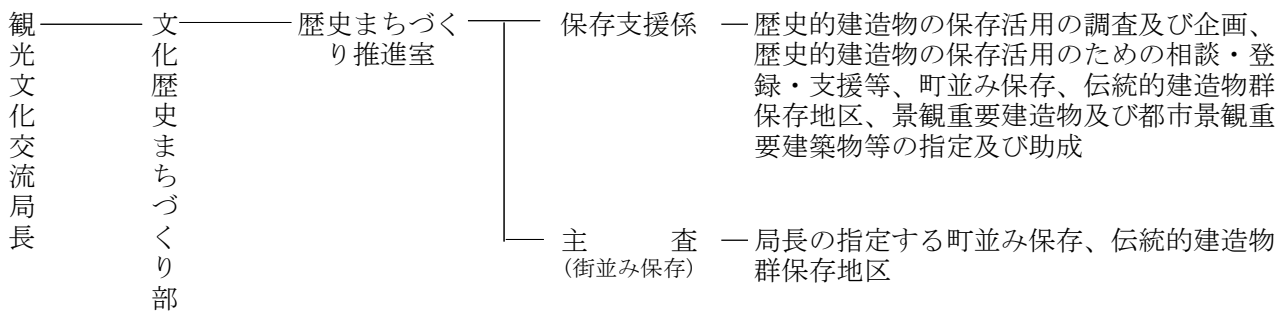
公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会へ派遣

局付理事		局付主査	
〈事務局長〉	岩田 隆	〈総務課庶務係長〉	大嶽 祐介
局付主幹		〈総務課経理係長〉	大重健太郎
〈総務課長〉	瀬音 秀幸		
〈学校開放課長〉	小川 真一		
〈学校給食課長〉	谷 茂明		

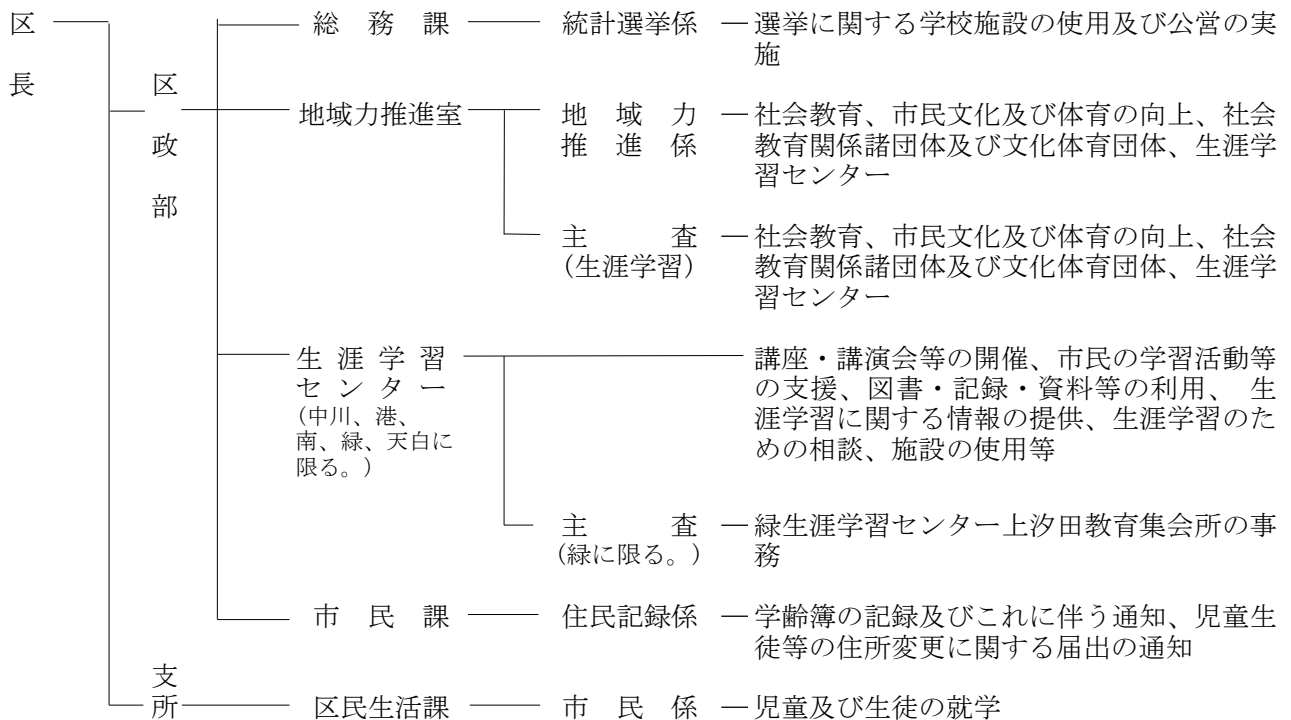
(2) 子ども青少年局における教育関係事務



(3) 観光文化交流局における教育関係事務



(4) 区役所(16区)における教育関係事務



組織機構 \ 職種別	合 計	指 導 主 事	社 会 教 育 主 事	事務職員			技術職員			
				主 事 等	司 書	学 芸 員	技 師 等	保 健 師	管 理 栄 養 士	業 務 士
総計	692	161	26	347	94	40	11	2	4	7
小計（事務局）	388	119	24	225	—	7	5	2	4	2
総務部	96	—	2	92	—	—	1	—	—	1
総務課	27	—	—	27	—	—	—	—	—	—
企画経理課	17	—	—	17	—	—	—	—	—	—
人権教育室	3	—	2	1	—	—	—	—	—	—
学事課	24	—	—	23	—	—	—	—	—	1
学校整備課	25	—	—	24	—	—	1	—	—	—
子ども応援委員会制度担当部	81	66	—	15	—	—	—	—	—	—
子ども応援室	70	65	—	5	—	—	—	—	—	—
学校計画室	11	1	—	10	—	—	—	—	—	—
学校教育部	122	52	—	62	—	—	1	2	4	1
指導室	45	29	—	15	—	—	—	—	—	1
教職員課	50	18	—	30	—	—	—	2	—	—
学校保健課	27	5	—	17	—	—	1	—	4	—
生涯学習部	89	1	22	56	—	7	3	—	—	—
生涯学習課	44	—	21	23	—	—	—	—	—	—
スポーツ振興課	28	1	1	25	—	—	1	—	—	—
文化財保護室	17	—	—	8	—	7	2	—	—	—
小計（公所）	304	42	2	122	94	33	6	—	—	5
学校事務支援センター	4	—	—	4	—	—	—	—	—	—
稲武野外教育センター	6	1	—	2	—	—	—	—	—	3
中津川野外教育センター	4	1	—	2	—	—	—	—	—	1
子ども適応相談センター	11	8	—	3	—	—	—	—	—	—
見晴台考古資料館	2	—	—	1	—	1	—	—	—	—

鶴 舞 中 央 図 書 館	55	—	—	17	37	—	—	—	—	1
千 種 図 書 館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
東 図 書 館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
北 図 書 館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
楠 図 書 館	4	—	—	1	3	—	—	—	—	—
西 図 書 館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
山 田 図 書 館	4	—	—	1	3	—	—	—	—	—
中 村 図 書 館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
瑞 穂 図 書 館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
熱 田 図 書 館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
中 川 図 書 館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
富 田 図 書 館	4	—	—	1	3	—	—	—	—	—
港 図 書 館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
南 陽 図 書 館	4	—	—	1	3	—	—	—	—	—
南 図 書 館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
守 山 図 書 館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
緑 図 書 館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
徳 重 図 書 館	4	—	—	1	3	—	—	—	—	—
名 東 図 書 館	4	—	—	1	3	—	—	—	—	—
天 白 図 書 館	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
博 物 館	31	—	—	16	—	13	2	—	—	—
蓬 左 文 庫	3	—	—	2	—	1	—	—	—	—
秀 吉 清 正 記 念 館	2	—	—	1	—	1	—	—	—	—
美 術 館	16	—	—	9	—	6	1	—	—	—
科 学 館	32	—	2	17	—	11	2	—	—	—
教 育 セ ン タ ー	49	32	—	16	—	—	1	—	—	—

(注) 1 教育長を除く。

2 事務職員の役職者は主事等に、技術職員の役職者は技師等を含む。

3 休職、休業に係る定数外指定の職員を含む。

7 教育委員会所管施設一覧

学 校 教 育 施 設	幼稚園	23	社 会 教 育 施 設	生涯学習センター（分館含む）	17
	小学校（分校含む）	263		女性会館	1
	中学校（分校含む）	112		総合体育館	1
	高等学校	14		体育館	14
	特別支援学校（分校含む）	5		名城庭球場	1
	野外教育センター（分館含む）	3		プール	13
	子ども適応相談センター	1		スポーツランド	1
そ の 他 の 施 設	小計	421	教 育 施 設	スポーツトレーニングセンター	2
	学校事務支援センター	1		瑞穂運動場	1
	教育センター（分館含む）	2		港サッカー場	1
	小計	3		図書館（分館含む）	21
				博物館（分館含む）	3
				見晴台考古資料館	1
				美術館	1
				科学館	1
				小計	79
				合計	503

8 広報広聴調査活動

（１）広 報

教育委員会の重点施策や事業は、市の広報紙「広報なごや」あるいはテレビ・ラジオ等を通して幅広く市民に知らせるとともに、市政記者クラブを通じて報道機関へ関係資料を提供した。また、平成26年度中における市の教育事業等を集録した「教育要覧 平成27年度版」を作成した。

（２）広 聴

市民の教育に対する「声」を行政に反映させることを目的として市民経済局が行う次のような広聴活動に協力した。

ア 個 別 広 聴（市民の声）

市民からの教育に関する提案・意見・要望、苦情、相談・問合せは、市民経済局広聴課および区役所まちづくり推進室を通じて「市民の声」として寄せられた。平成27年度の総数は537件で、その主な内訳は次のとおりである。

声 の 種 類	件 数	声 の 種 類	件 数
1 学 校 教 育	211	2 生 涯 学 習	238
(1) 入学・転校	4	(1) 成人教育	5
(2) 通学区域	12	(2) 社会教育施設	62
(3) 学校施設	21	(3) 博物館施設	20
(4) 教職員	19	(4) 文化財保護	6
(5) 教育指導・教育相談	92	(5) スポーツ・レクリエーション	145
(6) 就学支援	45		
(7) 学校給食	18	3 そ の 他	88

イ 集 会 広 聴

(ア) 団体広聴

団体から寄せられる市政への要望や意見のうち、内容が複数局に係わるものについて、団体広聴として市民経済局広聴課が窓口になり、文書回答をし、関係局との話し合いの場を設け、団体とのコミュニケーションに努めている。

平成27年度は、16団体の要望等が団体広聴として処理されたが、そのうち教育に関する要望等が含まれていたのは、12団体であった。

(イ) 地域懇談会

区長をはじめ区内公所（署）長と関係局職員が地域区民の意見、提案など直接聴き、これを行政に反映するとともに、市区政についての広報を図り、区民の理解を深めることによって住みよいまちづくりを進めていくことを目的として、地域懇談会を各区で開催している。

平成27年度は、44回開催され、「教育」に関しての事項は27件であった。

(3) 調査統計

平成27年度に実施した調査統計は次のとおり14件で、このうち文部科学省主管によるものが4件、県教育委員会主管によるものが3件、市教育委員会が独自に実施したものが7件であった。

<平成27年度実施の調査統計一覧>

調査件名	調査実施月	対象と方法	調査事項	主管
学校基本統計	27年 5 月			文 部 科学省
学校調査 卒業後の状況調査 不就学学齢児童生徒調査		市立学校（悉皆） 中・高（悉皆） 市教委・ 区役所（悉皆）	学校、在学者、学級数等 卒業生数、進学者数等 理由別不就学者数	
学校保健統計調査	27年 4 月	市立学校（標本）	発育・健康状態	〃
地方教育費調査	27年 6 月	市立学校 ・市教委（悉皆）	学校教育費、社会教育費 及び教育行政費の使途 別、財源別支出状況等	〃
社会教育調査	27年10月	社会教育施設 ・市教委（悉皆）	職員・施設・設備・事業 実施・利用の状況	〃
中学校卒業生の進学状 況調査	27年 5 月	中学校（悉皆）	高等学校進学者等	県教委
高等学校入学状況調査	27年 5 月	高等学校（悉皆）	志願者・入学者数	〃
中学校卒業見込者の進 路希望状況調査	27年 9 月 12月	中学校（悉皆）	高等学校への進学希望 者数	〃
幼児児童生徒数、学級 数、教職員数調査	27年 4 月	市立学校（悉皆）	在学者数、学級数、教職 員数	市教委
小学校卒業生の進学状 況調査	27年 4 月	小学校（悉皆）	設置者別中学校入学状 況	〃
高等学校卒業生の進路状 況調査	27年 4 月	高等学校（悉皆）	進学者、就職者数等	〃
学校保健調査	27年 4 月	市立学校（悉皆）	発育状況、健康状態	〃
長期欠席児童生徒数調査	27年 4 月	小・中（悉皆）	欠席日数、欠席理由、欠 席中の状態等	〃
幼児人口実態調査	27年 4 月	区役所（悉皆）	学区別幼児（0～5歳）数	〃
義務教育人口の推計	27年 5 月	市教委、 小・中学校（悉皆）	学校別児童生徒数、学級 数	〃

9 企画調整事務

企画調整事務は、教育委員会内の重要事項の企画調整並びに他の局等に関わり合いをもつ事務事業についての連絡調整である。各種計画の教育委員会における対応をはじめ、教育委員会内の全般の事務事業について総合的・有機的な執行のための潤滑油的な役割を担っている。

(1) 教育委員会内の重要事項の総合調整

教育委員会の重要事業計画及び教育委員会内重要事項の事前・事後調整

(2) 複数の局室区にわたる重要事項の連絡調整

総合調整会議にかかる議案の事前調整、その決定事項の事後調整、進行管理

(3) 教育長・教育次長の特命による事務事業

教育委員会内各課間における分掌事項の間隙部分に対する対応措置の立案

(4) 規程に基づく事務

ア 計画主任の事務（計画主任設置規程）

イ 広報幹事の事務（名古屋市広報広聴事務取扱規程）など

○ 本市の計画

計 画 の 名 称	教育委員会関係部分	備 考
名古屋市基本構想	Ⅳ－３ 市民の教育と文化	昭和52年12月20日 市議会で議決
名古屋市総合計画2018	施策 7, 8, 9, 10, 12, 13, 15, 16, 18, 33 , 34, 35, 38, 43, 44の該当部分	平26年10月１日 市議会で議決 (～平成30年度まで)

10 争 訟 事 務

(1) 教職員に係る不利益処分についての不服申立て

ア 平成27年5月15日提出の件（平成27年人委（不）第1号） 不服申立人 中学校教諭

平成27年4月1日付で処分庁のなした転任処分は、手続上違法かつ不当なものであり、身分等において不利益を受けるものであることから、取り消されるべきである。

（平成28年3月30日名古屋市人事委員会判定「却下」）

(2) 教職員に係る訴訟事件

ア 懲戒免職処分取消等請求事件（平成26年（行ウ）第135号）

原告 元中学校事務職員

被告 名古屋市

中学校の元学校事務職員である原告が、公金を横領したとの処分理由により懲戒免職処分を受けたが、当該懲戒免職処分は違法であるとして、懲戒免職処分の取消し等を請求して、平成26年12月10日名古屋地方裁判所に提訴したものであり、現在係属中である。

イ 損害賠償等請求事件（平成27年（ワ）第4253号）

原告 高等学校講師

被告 名古屋市

高等学校の講師である原告が、部活動の主顧問や学級担任を命じられなかったこと、その他講師差別が行われていることに対して、慰謝料30万円の支払い等を請求して、平成27年9月29日名古屋地方裁判所に提訴したものであり、平成28年3月25日に請求棄却の判決があった。

ウ 損害賠償請求事件（平成26年（ワ）第4342号）

原告 中学校教諭

被告 中学校教頭

補助参加人 名古屋市

中学校の教諭である原告が、勤務校の教頭から暴行を受けたとして、慰謝料等約361万円の支払いを請求して、平成26年8月21日名古屋簡易裁判所に提訴し、同年10月7日名古屋地方裁判所へ移送され、平成28年3月8日名古屋市の補助参加が決定したもので、現在係属中である。

(3) その他の訴訟事件

ア 損害賠償請求事件（平成25年（ワ）第745号）

原告 元中学校の生徒及びその保護者

被告 名古屋市

当時中学生であった原告が、同級生生徒らからのいじめを受けたことに対して、いじめを防止できなかったこと及び事案把握後の学校側の対応に対する慰謝料等として、1,760万円の支払いを請求して、平成25年2月25日名古屋地方裁判所に提訴したものであり、平成28年4月19日に請求棄却の判決があった。

イ 損害賠償請求事件（平成26年（ワ）第 215号）

原告 小学校の児童及びその保護者

被告 名古屋市

小学校の児童である原告が、同級生児童からいじめ行為の被害に遭い不登校になったこと
に対して、学校側が適切な措置を怠ったことにより精神的損害を受けたとして、慰謝料等約
3,045万円の支払いを請求して、平成26年1月20日名古屋地方裁判所に提訴したものであり、
平成27年10月7日に請求棄却の判決があった。

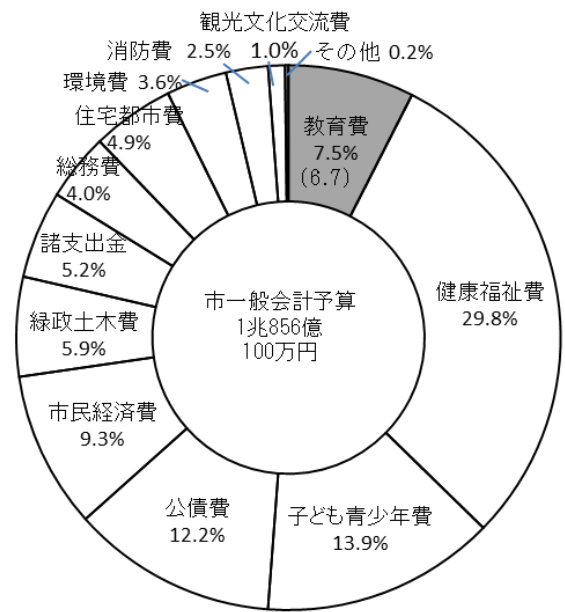
第2章 教育財政

1 平成28年度教育関係予算の概要

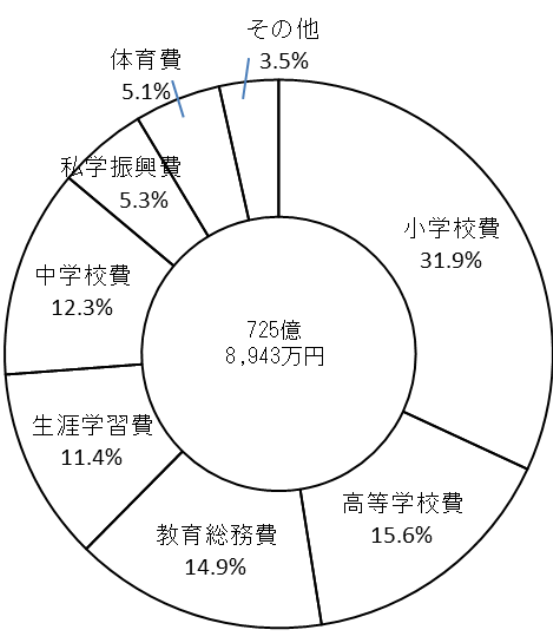
(1) 平成28年度当初予算

教育委員会所管予算額は、725億8,943万円で、一般会計の総額1兆856億100万円のうち6.7%を占めている。

一般会計予算内訳（単位%）



教育委員会所管予算科目別内訳（単位%）



教育費（ ）は、教育委員会所管分

当初予算の科目別内訳

科 目	28年度 予算額	27年度 予算額	増△減	主 な 内 容
教 育 総 務 費	千円 10,850,360	千円 9,695,653	千円 1,154,707	
教 育 委 員 会 費	9,329	10,954	△1,625	委員会の運営費
事 務 局 費	4,019,990	3,799,821	220,169	教職員の人事管理費、職員の人件費始め事務局運営費
教 育 指 導 費	2,613,524	2,158,242	455,282	学校教育の指導・支援費及び子ども適応相談センターの運営費
学校保健体育費	1,128,061	1,143,520	△15,459	学校医等の報酬、学校保健衛生対策費及び学校体育振興費

科 目	28年度 予算額	27年度 予算額	増△減	主 な 内 容
教 育 奨 励 費	千円 1,648,907	千円 1,704,892	千円 △55,985	要・準要保護児童生徒及び定時制 高校生の就学奨励事業費
教育センター費	1,123,002	582,392	540,610	教育センターの運営費
野 外 教 育 セ ン タ ー 費	307,547	295,832	11,715	稲武・中津川野外教育センター、 野外学習センターの運営費
小 学 校 費	23,156,048	24,838,251	△1,682,203	
学 校 管 理 費	15,736,396	15,554,081	182,315	小学校263校の運営費
学 校 整 備 費	7,419,652	9,284,170	△1,864,518	大規模改造の工事費、なごや小学 校の建設の工事費
中 学 校 費	8,957,497	8,004,468	953,029	
学 校 管 理 費	6,644,538	6,656,753	△12,215	中学校112校の運営費
学 校 整 備 費	2,312,959	1,347,715	965,244	大規模改造の工事費、公害対策校 における空調設備の工事費
高 等 学 校 費	11,323,036	11,534,450	△211,414	
学 校 管 理 費	11,323,036	11,534,450	△211,414	全日制13校、定時制2校の運営費
幼 稚 園 費	1,699,685	1,674,636	25,049	
幼 稚 園 費	1,699,685	1,674,636	25,049	幼稚園23園の運営費
特別支援学校費	734,534	736,830	△2,296	
学 校 管 理 費	734,534	736,830	△2,296	特別支援学校5校の運営費
私 学 振 興 費	3,856,447	3,869,070	△12,623	
私 学 振 興 費	3,856,447	3,869,070	△12,623	私立高校生、私立幼稚園児の授業 料補助など各種助成
生 涯 学 習 費	8,293,756	9,138,716	△844,960	
生涯学習推進費	3,851,297	4,106,371	△255,074	生涯学習の推進、学校開放事業の 実施、部活動の振興、成人・女性 教育の振興、文化財の保護及び職 員の人件費
生涯学習施設費	687,808	631,787	56,021	生涯学習センター（16館）、女性会 館、見晴台考古資料館等生涯学習 施設の運営費

科 目	28年度 予算額	27年度 予算額	増△減	主 な 内 容
図 書 館 費	千円 1,206,553	千円 1,122,640	千円 83,913	図書館（21館）の運営費
博 物 館 費	418,019	369,173	48,846	博物館の運営費
科 学 館 費	913,958	663,825	250,133	科学館の運営費
美 術 館 費	232,475	225,422	7,053	美術館の運営費
生 涯 学 習 施 設 整 備 費	983,646	2,019,498	△1,035,852	歴史の里の整備
体 育 費	3,718,069	3,321,636	396,433	
体 育 振 興 費	3,718,069	3,321,636	396,433	市民スポーツの振興費及び総合体育館、スポーツセンター（13館）、市営プール（13か所）、瑞穂運動場、志段味スポーツランド等市民体育施設の運営費
計	72,589,432	72,813,710	△224,278	

（２）当初予算の推移（教育委員会所管分）

年 度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
（百万円） 教 育 費	72,834	69,943	70,327	78,204	66,829	61,715	61,168	65,613	72,814	72,590
（％） 対前年 度伸率	△0.4	△4.0	0.5	11.2	△14.5	△7.7	△0.9	7.3	11.0	△0.3

2 新規・拡充事業及び重点施策

事項	主な内容
コーディネーター支援講師の配置	●なごや子ども応援委員会との調整役として、生徒指導担当教諭等をコーディネーターとし、その支援のための非常勤講師を全中学校に配置
スクールカウンセラーの養成	●公立大学法人名古屋市立大学と連携し、大学院人間文化研究科に開設する臨床心理士養成コースの運営に係る経費を負担
キャリア教育・生命尊重教育推進事業	●児童生徒の夢や命を大切にする心を育むための活動を推進
県費負担教職員に係る権限移譲に向けたシステムの開発等	●県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に向けた義務教育費国庫負担金システムの開発等
学校施設長寿命化計画の策定	●学校施設を計画的に保全し、施設の長寿命化を図るための中長期的な計画を策定
瑞穂公園体育館建設の設計	●田辺陸上競技場の敷地に建設する体育館の設計
瑞穂公園レクリエーション広場改修の設計	●田辺陸上競技場の機能をレクリエーション広場に移転するための改修の設計
瑞穂公園陸上競技場改築に係る調査	●陸上競技場の改築に向けた、今後の大会開催需要等を踏まえた施設のあり方等の調査
杉原千畝顕彰事業	●杉原千畝の生誕の地である岐阜県加茂郡八百津町の八百津小学校と平和小学校との間で交流事業を実施
給食用磁器食器等への更新	●小学校給食用のアルマイト食器を磁器食器等へ更新
肢体不自由学級設置校等へのエレベーター整備の設計	●中学校の肢体不自由学級設置校等におけるエレベーター整備の設計
高等学校における世界に通用する人材の育成	●工業高等学校及び工芸高等学校の生徒をドイツに派遣し、現地企業の職業訓練生との交流等を実施
特別支援学校における必要教室確保策の検討	●特別支援学校の教室不足に対応するための最適な手法の検討や職業教育の充実に向けた調査を実施
なごや子ども応援委員会の運営	●いじめや不登校など児童生徒に関わる諸問題へ対応するなごや子ども応援委員会の体制を強化
スクールカウンセラーの配置	●いじめ問題等の悩みを抱える児童生徒や保護者等へのカウンセリング体制の充実
学校生活アンケートの実施	●いじめや不登校の防止及び早期発見に向けてアンケートを実施
学校における仲間づくり推進事業	●児童生徒が互いに思いやる心を身につけ、友情を深め合うための自主的ないじめ防止活動を推進
発達障害対応支援員の配置	●発達障害の可能性のある幼児児童生徒の介助等を行う

学習支援講師の配置	ための支援員を配置 ●発達障害対応支援講師、不登校対応支援講師、学習指導支援講師、日本語指導講師、生徒指導支援講師を配置
医療的ケアが必要な障害のある児童生徒の学校生活支援	●医療的ケアが必要な障害のある児童生徒に対する学校生活における支援
母語学習協力員の配置	●バイリンガルの学習協力員を配置し、日本語指導や適応相談を実施
指導者用デジタル教科書の導入	●中学校の英語科授業の活性化を図るため、全中学校に指導者用デジタル教科書を導入
郷土の歴史学習の充実	●中学生を対象に郷土の歴史に対する興味を喚起するための副読本の作成
子ども・教育に関する総合的な応援体制に関する調査	●子ども・教育に関する各相談施設の効率的な連携を図るための手法等について調査
教育館移転改築の設計等	●老朽化が進み、耐震性が不十分な教育館を移転改築するための設計等
私立幼稚園就園奨励補助	●ひとり親世帯、多子世帯等への負担軽減の拡充
部活動外部指導者及び顧問の派遣	●部活動の充実・活性化を図るとともに、部活動時間中、子どもを常に見ることができるよう、教員顧問を補助し、専門的な技術指導を行う外部指導者及び、教員顧問がいなくても部活動指導ができる顧問を派遣
土曜日の教育活動推進事業	●伝統芸能や郷土史探索など体験を重視した土曜日の学習プログラム
瑞穂公園野球場防球ネットの整備	●野球場での場外ファウルボール対策として防球ネットを整備
市体育館空調設備等整備の設計	●市民が快適かつ安全に利用できるようにするための空調設備等整備
科学館 B 6 型蒸気機関車の動態展示に向けた調査	●科学館の屋外展示物である B 6 型蒸気機関車の動態展示に向け、外部整備工場において、車両状況を調査
美術館の改修	●内装改修や防犯監視カメラ設備の更新等
歴史の里ガイダンス施設の整備	●国史跡である志段味古墳群を活用した歴史体験・学習エリアとして整備している歴史の里におけるガイダンス施設の整備
スポーツセンター等の窓ガラス飛散防止対策	●避難所となるスポーツセンター等の安全対策のための窓ガラスの取替及び飛散防止フィルムの貼付
天井等落下防止対策	●吊り天井等について、地震発生時の落下防止対策としての撤去等
小学校 1・2 年生での 30 人学級の実施	●集団生活への適応を図るため、小学校 1・2 年生における 30 人学級を全校で実施

なごや小学校新校舎の建設	●幅下小学校跡地に新校舎を建設
校舎等の大規模改造	●昭和 55 年以前に建設された校舎の内装・外壁・屋上防水工事等
インターネット上におけるいじめ対策	●インターネット上における児童生徒に関する誹謗中傷等問題のある書き込みについて、検索・監視・削除依頼等を行うとともに学校からの相談を受付
私立高等学校授業料補助	●保護者負担の軽減
博物館所蔵資料の修復	●劣化が進んでいる名古屋城下図及び秀吉文書等の修復
ウィーン博物館との交流事業	●友好提携に関する協定書に基づく交流事業
ランス美術館との交流事業	●友好提携に関する覚書に基づく交流事業
山車行事の総合調査	●名古屋三大祭に関連した山車行事についての調査

3 小・中学校標準運営費

標準運営費とは、各教科等教育活動に要する経費及び学校の維持管理等に要する経費（人件費、光熱水費等を除く。）の標準を算定したものである。

（１）標準運営費の推移

区分 年度	小 学 校				中 学 校			
	校数	予 算 額	1 校 均	児童 1 人平均	校数	予 算 額	1 校 均	生徒 1 人平均
	校	千円	千円	円	校	千円	千円	円
18	260	2,886,757	11,103	24,014	110	1,681,637	15,288	31,856
19	261	2,800,154	10,729	23,354	110	1,631,188	14,829	30,513
20	262	2,800,154	10,688	23,404	110	1,631,188	14,829	30,631
21	263	2,800,154	10,647	23,548	110	1,631,188	14,829	30,594
22	262	2,800,154	10,688	23,813	110	1,631,188	14,829	30,718
23	262	2,800,154	10,688	24,356	110	1,631,188	14,829	30,421
24	263	2,810,842	10,688	24,694	110	1,631,188	14,829	30,337
25	264	2,809,284	10,641	24,980	110	1,632,660	14,709	30,590
26	264	2,890,925	10,950	25,715	111	1,678,222	15,119	31,827
27	263	2,882,917	10,962	25,589	112	1,692,160	15,109	32,443
28	263	2,879,287	10,948	25,629	112	1,686,969	15,062	33,021

（注）事務局等で一括支払又は一括購入する経費を含む。

(2) 平成28年度 1校当たり標準運営費

科 目	区 分	小 学 校			中 学 校		
		28予算	27予算	対前年比較	28予算	27予算	対前年比較
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
報 償 費		72	72	0	101	103	△2
交 際 費		6	6	0	6	6	0
需 用 費		5,407	5,404	3	7,201	7,237	△36
	(消耗品費)	(4,847)	(4,846)	(1)	(6,024)	(6,033)	(△9)
	(燃料費)	(4)	(4)	(0)	(6)	(6)	(0)
	(食糧費)	(19)	(19)	(0)	(17)	(17)	(0)
	(印刷製本費)	(300)	(299)	(1)	(928)	(949)	(△21)
	(修繕料)	(187)	(186)	(1)	(177)	(182)	(△5)
	(賄材料費)	(50)	(50)	(0)	(49)	(50)	(△1)
役 務 費		312	312	0	485	485	0
	(通信料)	(264)	(264)	(0)	(408)	(408)	(0)
	(手数料)	(48)	(48)	(0)	(77)	(77)	(0)
委 託 料		339	357	△18	416	416	0
使用料及び賃借料		22	22	0	67	67	0
工 事 請 負 費		1,848	1,848	0	2,120	2120	0
原 材 料 費		48	48	0	61	61	0
備 品 購 入 費		2,884	2,883	1	4,590	4,599	△9
	(庁用備品費)	(874)	(874)	(0)	(817)	(819)	(△2)
	(事業用備品費)	(1,055)	(1,054)	(1)	(1,998)	(2,005)	(△7)
	(図書費)	(955)	(955)	(0)	(1,775)	(1,775)	(0)
負担金補助及び交付金		10	10	0	15	15	0
合 計		10,948	10,962	△14	15,062	15,109	△47

4 マイスクールプラン

小・中・高等学校、特別支援学校では、様々な体験活動や既存の教科の枠を超えた学習を行う等、多彩な特色ある教育活動や学校づくりを「マイスクールプラン」として実施している。

第3章 計画の推進

1 名古屋市教育振興基本計画

(1) 計画の概要

名古屋市教育振興基本計画は、教育を取り巻く環境や諸制度の変化に対応し、本市教育行政の進むべき方向性を明らかにするとともに、その充実に資する取り組みの総合的かつ計画的な推進のため、平成27年3月に策定した。

この計画の対象範囲は、「名古屋市立幼稚園、小・中・特別支援・高等学校段階などにおける教育・育成に関する施策」及び「生涯学習全般における学びの支援に関する施策」としている。

ア 基本理念

この計画では、「なごやっ子教育推進計画（平成19年3月策定）」及び「名古屋市教育振興基本計画（平成23年3月策定）」の基本理念を受け継ぎ、「夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成」を基本理念とする。

～この計画がめざす「なごやっ子」像～

- (ア) なごや（郷土）が大好きで、なごや（郷土）をもっとよくしたいと望んでいる
- (イ) 豊かな感性と創造力を備える
- (ウ) 社会性を備え、他人を思いやり、協力・協調する
- (エ) 人生をたくましく生きる力を備える
- (オ) 未来への夢を抱き、学び成長し続ける

イ 計画期間

平成27年度～平成30年度（4年間）

(2) 主要な課題

- ア 社会を生き抜く力を備えた子どもの育成
- イ 多様な教育的ニーズに対応できる教育環境の充実
- ウ 子どもの豊かな育ちの応援
- エ 生涯を通じた学びへの接続

(3) 施策の基本的方向

- ア 「なごやっ子」の資質と個性を育む“学び”の提供
- イ 教員の資質向上と、教育環境の整備
- ウ 子どもの育ちと針路を応援する体制づくり
- エ 学校・家庭・地域の連携
- オ 生涯を通じた学びの支援

2 名古屋市立小・中学校における小規模校対策に関する基本方針

平成21年9月に名古屋市学校教育研究協議会から、名古屋市における小・中学校の適正規模、学校規模適正化の対象などの検討結果が報告された。

この協議会からの報告を踏まえ、平成22年3月に「名古屋市立小・中学校における小規模校対策に関する基本方針」を策定した。

＜基本方針の概要＞

（１）学校規模の基準

望ましい学校規模は、小・中学校ともに、少なくとも各学年でクラス替えができる規模とする。

ア 望ましい学校規模（適正規模）

（ア）小学校 12 学級から 24 学級

（イ）中学校 6 学級以上は必要（9 学級から 18 学級が望ましい）

イ 学校規模適正化の対象

（ア）小学校 11 学級以下

（イ）中学校 5 学級以下

ウ 学校規模適正化の方法

（ア）学校の統合

（イ）通学区域の変更

エ 通学距離

徒歩通学を基本とし、小学校で概ね 2 k m、中学校で概ね 3 k m

（２）学校規模適正化の進め方

- ・ 教育的課題が大きい小学校を優先して学校規模適正化に取り組む。
- ・ 中学校については、現段階では対象とせず、小学校の進捗状況等を勘案して改めて検討する。

ア 対象校選定の考え方

平成22年5月1日現在の学級数を基に、幼児人口により把握した将来の学級数による。

イ 対象校の優先順位

対象となるすべての学校を一斉に実施することはできないため、グループ分けを行い、クラス替えができない第1グループから段階的に順次取り組む。

（ア）第1グループ

平成22年5月1日現在、6 学年すべてが単学級の学校で、実施計画期間内も同じ状況が継続する見込みの学校

（イ）第2グループ

- ・ 平成22年5月1日現在、6 学年すべてが単学級の学校で、実施計画期間内に 6 学級でなくなる見込みの学校（7 学級から 11 学級になる見込みの学校）
- ・ 平成22年5月1日現在、7 学級から 11 学級の学校で、実施計画期間内に 6

学級になる見込みの学校

(ウ) 第3グループ

平成22年5月1日現在、7学級から11学級の学校で、実施計画期間内も同じ状況が継続する見込みの学校

ウ 実施計画の策定

- (ア) 実施計画を平成22年度に定め、幼児人口が把握できる6年ごとに見直す。
- (イ) 学校の組合せは、中学校ブロック内の小学校同士で12学級から24学級となる組合せとする。
- (ウ) 通学距離が2kmを大幅に超える場合は、通学区域の変更での対応を検討する。
- (エ) 組合せを検討する際には、学校の沿革や歴史、地域の特性、校地・校舎の状況などの諸条件を勘案する。

(3) 取り組みの際の留意点

保護者や地域の皆様の十分な理解を得ながら、次の事項に留意して進める。

- ア 児童への配慮（スクールカウンセラーの派遣、統合前の学校の教員のバランスよい配置など）
- イ 通学の安全（関係行政機関との連携、家庭・地域との協力）
- ウ 保護者、地域との連携・協力（各種情報の共有化）
- エ 統合後の校舎・校地の活用（可能な限り既存校舎を活用し、必要に応じて整備の検討。校舎や校地は、全市的な視点での有効活用などの検討）

3 小規模校対策に関する実施計画

「名古屋市立小・中学校における小規模校対策に関する基本方針」に基づき、小規模校対策の対象となる学校の選定、学校ごとの方策、今後の取り組みの進め方などをまとめた「小規模校対策に関する実施計画」を平成22年9月に策定・公表した。

＜実施計画の概要＞

(1) 実施計画期間

平成23年度から平成28年度まで

(2) 対象校

平成22年5月1日現在の学級数及び0歳から5歳までの幼児人口により、小規模校対策の対象校（小学校44校）を選定し、優先順位をつけ第1から第3までのグループに分類した。

ア 第1グループ（9校）

幅下小・南押切小・江西小・那古野小・豊臣小・御園小・白金小・大生小・高坂小

イ 第2グループ（18校）

内山小・千種小・六郷小・六郷北小・榎小・浮野小・中村小・栄小・平和小・
千早小・大須小・広見小・正色小・中川小・西築地小・浦里小・梅森坂小・
相生小

ウ 第3グループ（17校）

東桜小・明倫小・大杉小・杉村小・栄生小・米野小・諏訪小・松原小・鶴舞小
井戸田小・西福田小・白水小・柴田小・千鳥小・本地丘小・西城小・牧の原小

（3）学校ごとの方策と具体的な進め方

ア 第1グループ

統合相手校など小規模校対策の具体的な学校ごとの方策を定め、実施計画期間内の開校を目指す。

- ・ 幅下小・江西小・那古野小の3校を統合
- ・ 南押切小・榎小（第2グループ）・栄生小（第3グループ）の3校を統合
- ・ 豊臣小：諏訪小（第3グループ）と統合
- ・ 御園小：名城小と統合
- ・ 白金小：村雲小と統合
- ・ 大生小：宝小と統合
- ・ 高坂小：相生小（第2グループ）と統合

イ 第2グループ

保護者・地域説明会を開催し、児童数の推移や地域の状況等を把握しながら、第1グループに準じて進める。

ウ 第3グループ

保護者・地域説明会を開催し、その後、学校から児童数の推移等の情報収集を行う。

4 名古屋市不登校対策基本構想

（1）構想の概要

不登校の未然防止及び不登校児童生徒の学校復帰の促進を目指し、不登校対策として取り組むべき施策の方向性を定めた「名古屋市不登校対策基本構想」を平成25年2月に策定した。

ア 5つの視点

不登校の子ども及びその保護者に対する支援の一層の充実を図るため、下記の5つの視点に基づき取り組みを実施する。

- （ア）子どもが安心できる環境づくり
- （イ）学習への興味・関心・意欲の喚起
- （ウ）子どもの心に寄り添う体制づくり
- （エ）適応段階に応じた支援

(オ) 保護者への情報提供や保護者の不安軽減

イ 計画期間

平成 25 年度～平成 29 年度（5 年間）

（２）平成 27 年度の主な実績

- ア 不登校・いじめ・問題行動等の教育相談に加え、福祉との連携も視野に入れた、子ども・教育に関する総合的な相談施設について、関係局を交えた整備検討を行うとともに、相談施設相互の連携のあり方について検討を行った。
- イ 子ども適応相談センターにおける過大な通所者数の緩和及び市南部・北東部方面からの通所促進を図るため、南区と中区において、子ども適応相談センターのサテライトスクールを運営した。
- ウ 相談環境の充実のため、小学校のスクールカウンセラー通年配置校（140 時間）を 131 校に拡充し、新たに特別支援学校 4 校に 30 時間配置した。
- エ 発達障害のある児童生徒の学校生活への適応を図るため、発達障害対応支援員の配置校数を 54 校から 57 校へ拡充した。
- オ 発達障害の可能性のある児童生徒に対する個別指導や少人数での指導を推進するため、発達障害対応支援講師の配置校数を 58 校から 65 校へ拡充した。
- カ 担任教員が不登校児童生徒等に接する時間を増やし学校復帰の促進を図るため、不登校対応支援講師を 40 校に配置した。

5 魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画

（１）計画の概要

魅力ある市立高等学校づくり推進基本計画は、名古屋市教育振興基本計画の「特色ある市立高等学校づくり」を受け、全ての市立高校で目指す特色づくりを明確にし、平成 25 年度より 5 年間にわたって推進する計画として、平成 25 年 2 月に策定された。

ア 基本理念

(ア) 名古屋市立高校は、社会の変化や生徒・保護者のニーズに対応しながら、次に掲げる資質をもった生徒を育成する。

- ① 人生をたくましく生きる力を備える
- ② 未来への夢を抱き、学び成長し続ける
- ③ 社会性を備え、他人を思いやり、協力・協調する
- ④ 豊かな感性と創造力を備える

(イ) 名古屋市立高校は、社会の発展に努め、地域社会に貢献できる人材を育成する。

(ウ) 名古屋市立高校に、義務教育と高等教育や産業界とを結ぶ役割をもたせ、学校間連携や校種を超えた連携による教育活動を推進し、名古屋市の教育活動を活性化させる。

イ 計画期間

平成 25 年度～平成 29 年度

(2) 平成 27 年度の主な実績

ア 向陽高等学校

世界で活躍できる科学技術系人材を育てる理数教育の推進するために、平成 27 年度に国際科学科を新設し、本市の理数教育の拠点校として、大学及び研究機関との連携や、英語をツールとしたグローバル教育を進めた。

イ 北高等学校

国際的な教養を身につけさせる国際理解教育を推進するために、平成 27 年度に国際理解コースを新設し、海外の高校生との交流等を行い、英語によるコミュニケーション能力の向上や日本文化及び異文化理解を深めた。

ウ 工業高等学校

より実践的な技能者の育成を目指し、学校での授業と企業での長期研修とを組み合わせたデュアルシステムの実施に向けて、企業研修の試行と実施校の取組に関する調査を行った。

エ 工芸高等学校

より高度な先端技術習得した技能者を育成するための専攻科の設置等についての実施校の取組に関する調査や、設置に際しての諸課題についての検討を進めた。

6 第 2 次名古屋市子ども読書活動推進計画

(1) 計画の概要

子どもの読書活動を推進していくため、平成24年度に策定した「第2次名古屋市子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・図書館・学校や関係機関がそれぞれ連携・協力し、さまざまな読書の機会や場の提供、読書に取り組みやすい環境や仕組みづくりに取り組んでいる。

ア 理念

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。乳幼児期から読書に親しむようにさせるとともに、発達段階に応じた読書活動を総合的に推進する。

(2) 平成27年度の主な実績

ア 1月9日に、「読書フェスティバル」を開催。「あなたの思い出の本さがします」「名古屋市図書館88景」の展示や、クイズを解いて本を探すゲーム「きみもたんでいになろう!」、自動車図書館の出動等を実施し、1,605人の市民が参加した。

イ 市内全区で小学生130名を子ども図書館大使に任命し、図書館の裏側探検や、大使によるおはなし会の開催等を実施。プログラム修了後、学校等で図書館の魅力を伝える活動を行った。

- ウ 市内全保健所の乳幼児健診時に絵本紹介冊子を3種類配布するとともに、519回26,716人の子どもと保護者に絵本の読み聞かせを実施した。
- エ 市立小学校、中学校及び特別支援学校に「なごやっ子読書ノート」、「なごやっ子読書カード」を配布し、日常生活における読書意欲と表現力を喚起した。
- オ 読書への興味関心を高めるため、市立小学校・特別支援学校小学部5・6年生および市立中学校・特別支援学校中学部全学年を対象に、「本の帯コンクール」を実施した。
- カ 鶴舞中央図書館に設置した「学校図書館連携窓口」により、市立小中学校・特別支援学校の学校図書館に図書室整備・図書購入・図書委員会活動・現場職員研修・授業協力等の助言を19校20件行った。また学校への郵送貸出サービスとして「学習支援図書セット貸出」を61校114件、「特別支援教育資料貸出」を18校283点実施した。図書修理ボランティアを養成・派遣し64校のべ177人で4,792冊の修理を行った。
- キ 学校図書館における子どもの主体的な取り組みを推進するため、ポスター「アイディア広がる図書委員会」を市立小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校に配布した。

7 名古屋市スポーツ推進計画

(1) 計画の概要

「なごやマイ・スポーツ推進プラン」（平成14年3月策定）を継承・発展させるスポーツ基本法第10条に基づく「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画」として平成25年3月に策定した。

この計画では、平成25年度から概ね10年間を計画期間とし、スポーツを実施することによる多様な意義の啓発、運動・スポーツの実施機会の提供により運動・スポーツの実施率の向上を図っていく。

ア 基本理念

「やろまい 運動・スポーツ」でナゴヤ・元気UP！～スポーツを通じた交流・個から社会へ～を基本理念とし、「いつでも、どこでも（地域において、職場において、通勤途上において）、だれとでも、気軽に、スポーツを楽しむことができる「みんなでやろまい（皆でやりましょう）」という社会環境の醸成を図ることをめざしている。

イ 目標

(ア) 基本目標

- ・スポーツの楽しさ・意義への気づきを促進
- ・いつでも、どこでも、だれとでも、気軽にスポーツを楽しむことができるよう機会・場を提供

(イ) 数値目標

成人の運動・スポーツ実施率（週に1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合）を65%以上とする。

(2) 施策体系

ア 意識啓発・スポーツ実施機会の提供

- ・スポーツ・ライフ月間の実施
- ・健康・スポーツのまるはちデーの設定
- ・大会・イベントの誘致・開催、交流の推進
- ・他の施策と連携したスポーツの推進

イ 支援体制の充実

- ・市民スポーツの推進体制の整備
- ・インセンティブ制度の拡充

ウ 活動の場の充実

- ・スポーツ総合推進拠点施設等の充実
- ・市有施設の維持管理・有効活用

8 「歴史の里」基本計画

(1) 計画の概要

「歴史の里」は、歴史的資産を活用したまちづくりを推進するため、日本の古墳時代の縮図、尾張のルーツとも言われる国史跡を含む貴重な文化財である志段味古墳群と自然地形・景観を保存・活用して、歴史を身近に感じた体験・学習を通して幅広い世代が楽しむことができる施設として平成30年度のフルオープンを目指して事業を推進している。

「歴史の里」基本計画は、平成21年3月に策定された「歴史の里」基本構想をもとに、整備に向けての基本理念や利用・整備内容等について定めた計画として平成26年3月に策定された。

(2) 基本理念

古代ロマンを五感で体感～「学び」と「にぎわい」のある地域づくり～

(3) 基本方針

- ア 貴重な文化財、自然環境の保存
- イ 歴史・文化の体感・体験
- ウ 過去と未来をつなぐ歴史・文化の拠点づくり
- エ 市民と連携し、協働する仕組みの形成

(4) 計画範囲

計画範囲は庄内川、東谷山、尾張丘陵、野添川に囲まれた地域とし、このうち主要な古墳が残る5つの地区を拠点地区としている。

- ア 勝手塚古墳地区
- イ 大塚・大久手古墳群地区
- ウ 白鳥塚古墳地区
- エ 東谷山白鳥古墳地区

才 東谷山山頂3古墳地区

